

令和4年度 第8回  
郡市医師会長会議  
日時 令和4年12月15日（木）  
16時00分～  
場所 県民健康センター2階大ホール

会長挨拶

協議事項

1 会長・副会長・常任理事協議事項について

【都市医師会長検討事項】

1 感染爆発期における学校でのマスク外し奨励文書について  
赤津 所沢市医師会長

2 12月～1月にかけての診療・検査体制の強化体制について  
遠藤 狹山市医師会長

報告事項

1 第177回臨時代議員会の次第について

桃木 常任理事

日時：令和5年3月9日（木）14:30～

場所：埼玉県県民健康センター 2F 大ホール

2 新型コロナウイルス感染症疑い救急患者の受入医療機関について

桃木 常任理事

登坂（英）常任理事

3 診療に関する相談件数等について（令和4年10～11月分）

松本 常任理事

※件数 0 件

4 医療事故調査制度の相談事案（令和4年9～10月分）について

松本 常任理事

※件数 1 件

5 産業医委嘱契約書の確認について

寺師 常任理事

6 保険医療機関の指定について（令和4年11月分）

小室 常任理事

7 保険医療機関及び保険医の行政処分について

小室 常任理事

関東信越厚生局

8 会長・副会長・常任理事報告事項について

そ の 他

## [ 資 料 配 布 ] (ホームページ掲載)

- 1 スキサメトニウム注射剤が安定供給されるまでの必要な患者への優先的な使用等の対応への協力について (4枚)

登坂 (英) 常任理事

日医

- 2 特定保健指導実施率向上に向けたラジオCMの実施について (2枚)

登坂 (英) 常任理事

県保健医療部

# 赤津 所沢市医師会長

## 都市医師会長会議検討テーマ

日付令和4年12月12日

都市医師会名：所沢市医師会

---

検討テーマ：感染爆発期における学校でのマスク外し奨励文書について

---

### 要旨：

新型コロナ感染防止について、マスクの着用は重要な役割を果たしている。医療機関・介護施設・福祉施設では単に距離が離れているのでマスクを外している等は論外である。医療機関職員に対して、その家族も含め健康管理について、患者や高齢者を守るために厳格な対処を求めている。

残念なことに、このコロナ感染爆発の真っ最中に学校でのマスク外しを奨励する文書が県から市町村に発簡された。当地では以前にマスクを外さないと成績を下げる発言した学校職員もいたとの噂がある。感染爆発期にマスク外しを推奨する県教育委員会の科学的根拠を保健医療部は承知しているか、伺う。最近発行された New England Jornal of Medicine には学校でのユニバーサルマスクは感染リスクを減らし、教育の機会を失わせないためにも重要であると記載されている。県としてこの時期にマスク外しを推奨する科学的根拠をお教え頂きたい。感染爆発期に、子供達のマスク外しを推奨すれば、エッセンシャルワーカーの父母経由で病院、介護施設、福祉施設にコロナクラスターが頻発するのは当然であり、県として見通しはどうに考えているのか伺いたい。年末年始に丁度クラスターが爆発し、物品調達が困難になることを危惧する。現状を知るために、現在のクラスター数を以前と比較してお教え頂きたい。虚弱高齢者にとってコロナ感染症はまだまだ命を落とす病気であることを皆で共有すべきと思う。

### 添付文書：

1. NEJM:2022.11.9, メディカルトリビューン要約
2. 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について（通知）（教保体第1362-2号 令和4年12月1日）市町村宛
3. 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について（通知）（教保体第1362-1号 令和4年12月1日）県立学校宛

# 学校でのマスク着用はコロナ抑制に有効

米国・Harvard T.H. Chan School of Public Health の Tori L. Cowger 氏らは、ボストン大都市圏の公立学校の生徒 29 万 4,084 人と教職員 4 万 6,530 人を対象に、マスク着用義務の解除が新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の発症に及ぼす影響を検討した。その結果、マスク着用義務の解除後 15 週間では、解除前に比べて COVID-19 の発症が生徒・教職員 1,000 人当たり 44.9 人増加し、学校でのマスク着用が新型コロナウイルス (SARS-CoV-2) の感染抑制に有効であることが明らかになったと *N Engl J Med* (2022 年 11 月 9 日オンライン版) に報告した。

## 学区ごとのマスク着用義務の解除時期のずれに注目

SARS-CoV-2 によるパンデミックは、教職員不足、学級閉鎖、登校禁止など学校環境に大きな影響をもたらし、教育機会の不平等をより深刻化させた。

2022 年 2 月、米・マサチューセッツ州の初等中等教育省 (DESE) は公立学校における州全体のマスク着用義務を取りやめ、同州の多くの学区では数週間以内にマスク着用義務が解除された。そのうちボストン地区とチャーチル地区の 2 学区は、2022 年 6 月までマスク着用義務を継続した。

そこで Cowger 氏らは、学区ごとのマスク着用義務の解除時期のずれに注目。マスク着用義務の有無が学校での COVID-19 発症に及ぼした影響を検討した。

対象は、ボストン大都市圏の 72 学区の生徒 29 万 4,084 人と教職員 4 万 6,530 人。COVID-19 に関するデータの信頼性が低い、あるいは欠損している学区は除外した。研究期間は 2021 年度の暦週 40 週とし、2022 年 6 月 15 日に終了した。

差分分析を用いて、マスク着用義務を解除した学区とマスク着用義務を継続した学区における生徒と教職員の COVID-19 発症率を比較した。また、各学区の特徴も比較した。

## マスク着用は対面授業の機会損失も抑制

解析の結果、州全体のマスク着用義務が解除される前の COVID-19 の発症率は、学区間で同等だった。

州全体のマスク着用義務が解除された後の 15 週間で、マスク着用義務の解除により COVID-19 が生徒と教職員 1,000 人当たり 44.9 人 (95%CI 32.6~57.1) 増加していた。これは 1 万 1,901 人 (95%CI 8,651~1 万 5,151 人) と推計され、その間に発症した全学区の COVID-19 症例の 29.4% (同 21.4~37.5%) に相当する。

マスク着用義務を継続した学区の特徴は、マスク着用義務を早期に解除した学区と比べ、校舎が古くて状態が悪く、1 クラス当たりの生徒数が多い傾向にあった。また、低所得家庭の生徒や障害のある生徒、英語を母国語としない生徒の割合が多く、黒人やラテン系の生徒や教職員の割合も多かった。

以上から、Cowger 氏は「ボストン大都市圏の学区におけるマスク着用義務の解除は、州全体のマスク政策解除後 15 週間で、生徒・教職員 1,000 人当たり 44.9 人の COVID-19 の増加と関連していた。マスクの着用は、学校における SARS-CoV-2 感染や対面授業の機会損失を抑制するのに重要であることが裏付けられた」と結論。また、「低所得者や黒人、ラテン系、先住民のコミュニティがある学区では、教室に生徒が密集しているケースや換気設備が整っていないケースが多く、感染リスクが高いにもかかわらず、マスク着用の継続により COVID-19 が抑制された」と指摘した上で、「全ての人がマスクを着用するというユニバーサル・マスキングは、教育上の不平等を是正する上で特に有用であると考えられる」と述べている。

(今手麻衣)

(Medical Tribune = 時事)

(2022/11/23 05:00)

教保体第1362-2号  
令和4年12月1日

各市町村教育委員会教育長  
各教育事務所（支所）長

埼玉県教育委員会教育長  
(公印省略)

#### 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について（通知）

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更（令和4年11月25日）を受けて、令和4年11月29日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

当該事務連絡は、今般の基本的対処方針の変更に関連して、学校運営に当たって特に留意すべき点等をまとめた通知になっており、飲食の場面における感染対策の項目においては、「座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話をすることも可能」とされています。また、マスク着用の考え方については、「マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用を行う」とされています。

つきましては、当該事務連絡及び令和4年8月29日付け教義指第601号「夏季休業終了後における市町村立学校の対応について（通知）」等を踏まえ、適切な感染症対策を実施いただきますようお願いします。

なお、令和4年4月6日付け教義指第41号「新年度における市町村立学校の対応について（通知）」は、廃止します。

また、市町立幼稚園におきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いします。

【感染防止対策に関するここと】

担当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校 安全 担当  
電話 048-830-6963

【体育（保健体育を含む）を除く学習指導に関するここと】

担当 市町村支援部義務教育指導課 教育課程担当  
電話 048-830-6748

【教職員のワクチン接種に関するここと】

担当 教育総務部福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当  
電話 048-830-6971

11月25日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に関する、学校運営に当たって特に留意すべき点等についてお知らせします。



事務連絡  
令和4年11月29日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中



文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

#### 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

先日11月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

主たる変更の内容は、以下の提言や決定等を踏まえたものとなりますので、これらの内容に係る留意事項等については、これまでにお知らせした事務連絡等を御参考いただきようお願いします。

- ・新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応  
(令和4年10月13日新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース)
- ・今秋以降の感染拡大期における感染対策について  
(令和4年10月13日新型コロナウイルス感染症対策分科会)
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応  
(令和4年11月11日新型コロナウイルス感染症対策分科会)
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について  
(令和4年11月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

また、これらのほか、今般の基本的対処方針の変更に関する、学校運営に当たって特に留意すべき点等について、下記のとおり取りまとめましたので、併せて御確認

いただき、引き続き、学校における感染拡大の防止と学校教育活動の継続を両立させ、児童生徒等の充実した学校生活の実現に向けて、必要な取組を進めていただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれでは所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれでは所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれではその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれではその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれでは所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれでは所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いします。

## 記

### 1. 新型コロナワクチンの接種について【基本的対処方針p20等】

今般の基本的対処方針の変更により、「二（2）ワクチン接種の促進」において、「オミクロン株対応ワクチンについては、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果等があることや、今後の変異株に対しても従来型ワクチンより効果が高いことが期待されており、接種を希望する全ての対象者が年内に接種を完了するよう、接種促進に向けた呼びかけ等を行っていく。」等とされました。

オミクロン株対応ワクチンの接種については、令和4年11月18日付けの事務連絡において、児童生徒や保護者が主体的に接種の判断ができるよう、衛生主管部（局）と教育委員会等が連携して、児童生徒や保護者への周知・広報を実施することを依頼するとともに、同月10日付けの事務連絡において、教職員に対してオミクロン株対応ワクチンに関する情報提供を行うことと併せて、希望する全ての教職員が年内に接種を受けられるよう、所管の学校等に対する働きかけをお願いしているところであり、引き続き、これらの事務連絡等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を進めていただくよう、よろしくお願いします。

### 2. 飲食の場面における感染対策について【基本的対処方針p25】

今般の変更前の基本的対処方針においては、「二（5）1）国民への周知等」として、「国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること（中略）等を促す。」とされていましたが、今般の変更により当該記述が削除されました。

この点、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」においては、「会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机に向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。」等とし、従前から、必ず「黙食」とすることを求めてはいないところです。

実際にも、一部の地域において行われているように、座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話をすることも可能ですので、感染状況も踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を御検討いただくよう、よろしくお願ひします。

### 3. その他

- 令和4年10月19日付けの事務連絡においてお知らせしたように、子供は高齢者等に比べて重症化リスクが低いことや、子供に対して頻回に検査を行うことは本人や医療現場にとって負担が大きいこと等から、検査によって感染拡大防止の強化を図ることは現実的ではないとされたことを踏まえ、今般の基本的対処方針の変更にもその趣旨が反映されていますので御承知置きください。
- マスクの着用の考え方については、これまでも累次の事務連絡においてお知らせしてきたところですが、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、具体的な取組として、例えば、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう、よろしくお願ひします。

以上

＜本件連絡先＞

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

## 【関連資料】

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年11月25日変更）（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和4年11月25日）（新旧対照表）
- ・新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策について（令和4年10月19日付け事務連絡）
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応について（令和4年11月14日付け事務連絡）
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について（令和4年11月21日付け事務連絡）
- ・オミクロン株対応ワクチンの接種に関する児童生徒や保護者への情報提供について（令和4年11月18日付け事務連絡）
- ・教職員のオミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について（依頼）（令和4年11月10日付け事務連絡）

# 参考



教義指第 601 号  
令和4年8月29日

各市町村教育委員会教育長  
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長  
(公 印 省 略)

## 夏季休業終了後における市町村立学校の対応について（通知）

日頃より、新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、本県では、オミクロン株BA.5系統を中心とする感染が高止まりしている状況となっており、令和4年8月4日に発出した「BA.5対策強化宣言」の期間を、9月30日まで延長することとしました。

また、令和4年8月26日に埼玉県新型感染症専門家会議を踏まえ、新型コロナウイルス対策本部会議において「夏季休業終了後の県立学校の対応」資料1を決定したところです。

市町村教育委員会におかれましては、本通知及び令和4年8月5日付け教保体第821-2号「『BA.5対策強化宣言』を踏まえた感染拡大防止対策の徹底について（通知）」資料2を踏まえ、児童生徒及び教職員の安全を確保しながら、教育活動を継続できるよう、感染防止対策の一層の徹底をお願いします。

なお、市町立幼稚園につきましても、実情に応じ同様の取扱いをお願いします。

## 記

### 1 学校運営の基本方針について

陽性者発生時の初期対応（臨時休業等）を徹底し、教育活動を実施する。

### 2 感染拡大防止への対応について

#### (1) 基本的な感染防止対策の徹底

ア 体調不良者等の自宅療養、日々の健康観察を徹底すること。

（体調不良者等を適切に把握し、家庭と連携を図ること。）

イ 発熱等の風邪症状がみられる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないこと。

ウ 更衣・休憩場面、活動前後、登下校時の感染防止対策の徹底を図ること。

#### (2) 活動場所の換気（エアロゾル対策）の徹底・強化

オミクロン株の特性であるエアロゾル感染への対策として、換気の徹底が極めて重要であるとされているため、効果的な換気を徹底すること。

ア 常時換気の徹底

常時換気の際は、対角の窓や戸を10～20cm程開け、空気の流れを作るよう

にする。（當時換気が難しい場合には、30分に1回以上、少なくとも休み時間ごとに窓を全開にすること。）

イ エアコン使用時も窓等を開けた當時換気

エアコンを使用する場合、窓を閉め切りにすることにより、換気が不十分となる恐れがあることから、エアコン使用時であっても上記アのとおり換気を徹底すること。

ウ サーキュレータ等を活用した強制換気

できる限りサーキュレーターや扇風機を活用し、室内の空気を室外へ廃棄し、反対側から外気を取り入れる強制換気を実施すること。

(3) 陽性者発生時の迅速な対応・適切な初期対応

陽性者発生時の臨時休業や出席停止等の適切な措置を講じること。

なお、臨時休業等の措置については、令和4年8月29日付け教保体第912-2号「「県立学校における当面の臨時休業等の目安」の取扱いについて（通知）」  
資料3を参考にすること。

### 3 授業等について

授業等は、基本的な感染防止対策、陽性者発生時の初期対応を徹底した上で実施すること。以下に例を挙げるような、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」を行う場合は、特に感染防止対策を徹底すること。

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられる（①～④は特にリスクの高いもの）。

- ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ② 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ③ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ④ 体育・保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」
- ⑤ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ⑥ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

※ 学級全体で一斉に行う音読や群読など、近距離で大きな発声を伴う活動を行う際も、感染防止対策を徹底すること。

### 4 やむを得ず学校に登校できない児童生徒へのICTを活用した学習等について

- (1) オンラインによる朝の会、健康観察、健康相談、教育相談など児童生徒と会話する機会を確保したり、zoomなどテレビ会議アプリケーションを活用した同時双方向型の学習指導を実施したりするなど、児童生徒等とコミュニケーションを絶やさず学びを止めない取組を実施すること。
- (2) オンラインによる学習指導においては、チャット機能等を活用して、教師が児童生徒に発言を求めたり、質問させたりするなど児童生徒が主体的に学習に取り組めるように工夫すること。
- (3) 日頃より、いつでも端末を活用した学習保障等ができるよう準備しておくことが重

要であることから、端末を毎日家庭に持ち帰らせるなどの取組を早急に検討し、実施すること。

- (4) 家庭における端末の使用について、児童生徒への適切な利活用の指導やルールを設定し、持ち帰りを安全・安心に行えるように、児童生徒と保護者に活用やルール等の共有をして速やかに実施すること。
- (5) 家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、家庭用モバイルルーターの貸し出しなど、これまでの取組の課題を検討しながら柔軟に対応すること。

## 5 学校行事について

- (1) 運動会・体育祭等の校内行事について
  - ア 3密（密閉、密集、密接）を避け、換気等の感染防止対策を徹底した上で、実施すること。
  - イ 実施にあたっては、練習や準備の段階から、内容や方法等を工夫し感染防止対策を徹底すること。
  - ウ 公開する場合は、来校者等の健康観察を実施し、必要に応じて人数制限を行うなど、感染防止対策を徹底すること。また、昼食の時間や場所を適切に確保するなど、休憩・飲食等における感染防止対策を徹底すること。
- (2) 修学旅行等の校外行事について
  - ア 修学旅行や遠足等の校外行事は、目的地の状況、児童生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、適切に実施すること。
  - イ 実施にあたっては、実施前から日々の健康観察を徹底するなど、感染防止対策を徹底すること。
  - ウ 陽性者等が発生した場合の対応等について、児童生徒及び保護者への事前説明を徹底し、理解を得ること。

## 6 部活動について

- (1) 感染リスク回避の工夫等の感染拡大防止対策を徹底すること。
  - ア 体調不良者等の参加禁止を徹底すること。
  - イ 感染リスクの高い活動場面の削減や時間短縮等、活動を工夫すること。
  - ウ 活動場所の換気（エアロゾル対策）、飛沫感染対策を徹底すること。
- (2) 陽性者が発生した際は、部活動停止など適切な措置を講じること。  
陽性者発生時の公式大会等への参加等については、令和4年4月15日付け教保体第119-2号（令和4年5月30日改訂）「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応等の一部変更について（通知）」資料4、令和4年8月29日付け教保体第914-2号「公式大会等2日前の日以降に陽性者が発生した場合の取扱いについて（通知）」資料5及び令和4年8月29日付け事務連絡「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応等に関するQ&A（その3）」資料6を参考に適切に対応すること。

## 7 児童生徒・教職員のワクチン接種について

- (1) 教職員の接種の促進  
教職員のワクチン接種については、居住市町村などが行う個別接種のほか、埼玉県

ワクチン接種センターでの接種など、複数の選択肢の中から、適切な機会を選び、可能な限り早期に接種できるよう、接種を希望する教職員に対し改めて周知すること。

また、各学校においては、授業変更や業務分担の工夫等により、校内の体制を整えるなど、希望する教職員が速やかに接種を受けることができるよう配慮すること。

## (2) 安心して接種できる環境と適切な配慮

ア 児童生徒及び保護者、教職員に対して、国、県及び教育委員会が作成したリーフレット等を活用し、ワクチン接種についての正しい理解の周知を図ること。

また、令和4年8月26日付け教保体第902-2号「小児を含む10代以下の方々への新型コロナワクチン接種について」**資料7**を参考に5歳から11歳に対する接種方針等の適切な情報提供に配慮すること。

イ 児童生徒の新型コロナワクチンの接種に伴う出欠等の取扱いについては、令和4年2月25日付け教保体第1767号**資料8**、教職員の服務については、令和3年6月10日付け教小第153号**資料9**を参照し、希望する者がワクチン接種を受けやすい体制整備を行うこと。

ウ ワクチン接種を受ける又は受けないことによる差別等が起きることのないよう指導等に留意すること。

## 8 児童生徒の不安やストレスへのメンタルケアについて

夏季休業終了後も、コロナ禍における感染防止のための様々な行動の制約や感染への不安などから、児童生徒等はさまざまな不安やストレスを抱え、心身へ更なる影響を及ぼすことが懸念される。

引き続き、教職員が児童生徒の気持ちを丁寧に理解し、不安や悩みを受け止め、家庭と連携して寄り添った対応をすることが肝要である。あわせて児童生徒・保護者に対し、様々な相談窓口があることを積極的に周知すること。

また、これまで発出した児童生徒の自殺予防に関する通知（**資料10**・**資料11**）等を参考に、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施等により児童生徒等の心の変化を的確に把握し、組織的な対応を行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携した支援を行うなど、心のケアに適切に取り組むこと。

## 9 送付資料

【資料1】令和4年8月26日開催 埼玉県新型感染症専門家会議資料（抜粋）  
「夏季休業終了後の県立学校の対応」

【資料2】令和4年8月5日付け教保体第821-2号「『B.A. 5対策強化宣言』を踏まえた感染拡大防止対策の徹底について（通知）」

【資料3】令和4年8月29日付け教保体第912-2号「「県立学校における当面の臨時休業等の目安」の取扱いについて（通知）」

【資料4】令和4年4月15日付け教保体第119-2号（令和4年5月30日改訂）  
「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応等の一部変更について（通知）」

【資料5】令和4年8月29日付け教保体第914-2号「公式大会等2日前の日以降に陽性者が発生した場合の取扱いについて（通知）」

- 【資料6】令和4年8月29日付け事務連絡「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応等に関するQ&A（その3）」
- 【資料7】令和4年8月26日付け教保体第902-2号「小児を含む10代以下の方々への新型コロナワクチン接種について」
- 【資料8】令和4年2月25日付け教保体第1767号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について（通知）」
- 【資料9】令和3年6月10日付け教小第153号「職務に専念する義務の特例について（通知）」
- 【資料10】令和4年8月23日付け教生指第369号「夏季休業の終了に伴う児童生徒の自殺予防に係る取組および令和4年度「自殺予防週間」の実施について（通知）」
- 【資料11】令和4年8月24日付け教生指第375号「児童生徒等の命に係る事件・事故の未然防止について（通知）」
- 【資料12】令和4年8月29日付け教高指第1286号「夏季休業終了後の県立学校の対応について（通知）」

体育（保健体育を含む）を除く学習指導に関すること  
担当 市町村支援部義務教育指導課 教育課程担当  
電話 048-830-6748  
教職員の服務に関すること  
担当 市町村支援部小中学校人事課 人事・学事・働き方改革担当  
電話 048-830-6937  
体育（保健体育を含む）に関すること  
担当 県立学校部保健体育課 学校体育担当  
電話 048-830-6947  
健康・安全に関すること  
担当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当  
電話 048-830-6963  
I C T活用に関すること  
担当 県立学校部I C T教育推進課 I C T教育指導担当  
電話 048-830-6625  
生徒指導に関すること  
担当 県立学校部生徒指導課 生徒指導・いじめ対策・非行防止担当  
電話 048-830-6907  
教職員の感染予防対策及びメンタルヘルス対策に関すること  
担当 教育総務部福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当  
電話 048-830-6971

各県立学校長様

教 育 長

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について（通知）

政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更（令和4年11月25日）を受けて、令和4年11月29日付で文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

当該事務連絡は、今般の基本的対処方針の変更に関連して、学校運営に当たって特に留意すべき点等をまとめた通知になっており、飲食の場面における感染対策の項目においては、「座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話をすることも可能」とされています。また、マスク着用の考え方については、「マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用を行う」とされています。

つきましては、当該事務連絡、令和4年8月29日付け教高指第1286号「夏季休業終了後の県立学校の対応について」及び「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン～令和4年度～」等を踏まえ、地域や学校の実情に応じて適切に対応願います。

なお、令和4年4月6日付け教高指第50号「新年度における県立学校の対応について（通知）」は、廃止します。

【感染防止対策に関すること】

担当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当  
電話 048-830-6963

【県立中学校・高等学校に関すること】

担当 県立学校部高校教育指導課 教育課程担当  
電話 048-830-7391

【特別支援学校に関すること】

担当 県立学校部特別支援教育課 特別支援学校 教育指導担当  
電話 048-830-6886

【教職員のワクチン接種に関すること】

担当 教育総務部福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当  
電話 048-830-6971

11月25日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に関する、学校運営に当たって特に留意すべき点等についてお知らせします。



事務連絡  
令和4年11月29日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中



文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

#### 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について

先日11月25日に新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が変更されました。

主たる変更の内容は、以下の提言や決定等を踏まえたものとなりますので、これらの内容に係る留意事項等については、これまでにお知らせした事務連絡等を御参考いただくようお願いします。

- ・新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応  
(令和4年10月13日新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース)
- ・今秋以降の感染拡大期における感染対策について  
(令和4年10月13日新型コロナウイルス感染症対策分科会)
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応  
(令和4年11月11日新型コロナウイルス感染症対策分科会)
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について  
(令和4年11月18日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

また、これらのほか、今般の基本的対処方針の変更に関する、学校運営に当たって特に留意すべき点等について、下記のとおり取りまとめましたので、併せて御確認

いただき、引き続き、学校における感染拡大の防止と学校教育活動の継続を両立させ、児童生徒等の充実した学校生活の実現に向けて、必要な取組を進めていただくようお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれでは所管の学校等及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれでは所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれではその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれではその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれでは所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれでは所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれでは所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いします。

## 記

### 1. 新型コロナワクチンの接種について【基本的対処方針p20等】

今般の基本的対処方針の変更により、「二（2）ワクチン接種の促進」において、「オミクロン株対応ワクチンについては、従来型ワクチンを上回る重症化予防効果等があることや、今後の変異株に対しても従来型ワクチンより効果が高いことが期待されており、接種を希望する全ての対象者が年内に接種を完了するよう、接種促進に向けた呼びかけ等を行っていく。」等とされました。

オミクロン株対応ワクチンの接種については、令和4年11月18日付けの事務連絡において、児童生徒や保護者が主体的に接種の判断ができるよう、衛生主管部（局）と教育委員会等が連携して、児童生徒や保護者への周知・広報を実施することを依頼するとともに、同月10日付けの事務連絡において、教職員に対してオミクロン株対応ワクチンに関する情報提供を行うことと併せて、希望する全ての教職員が年内に接種を受けられるよう、所管の学校等に対する働きかけをお願いしているところであり、引き続き、これらの事務連絡等を踏まえ、地域の実情に応じた取組を進めていただくよう、よろしくお願いします。

### 2. 飲食の場面における感染対策について【基本的対処方針p25】

今般の変更前の基本的対処方針においては、「二（5）1）国民への周知等」として、「国民に対し、基本的な感染対策を徹底することに加え、飲食はなるべく少人数で黙食を基本とし、会話をする際にはマスクの着用を徹底すること（中略）等を促す。」とされていましたが、今般の変更により当該記述が削除されました。

この点、文部科学省が作成する「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」においては、「会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机に向かい合わせにしない、大声での会話を控えるなどの対応が必要です。」等とし、従前から、必ず「黙食」とすることを求めてはいないところです。

実際にも、一部の地域において行われているように、座席配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話をすることも可能ですので、感染状況も踏まえつつ、地域の実情に応じた取組を御検討いただくよう、よろしくお願ひします。

### 3. その他

- 令和4年10月19日付けの事務連絡においてお知らせしたように、子供は高齢者等に比べて重症化リスクが低いことや、子供に対して頻回に検査を行うことは本人や医療現場にとって負担が大きいこと等から、検査によって感染拡大防止の強化を図ることは現実的ではないとされたことを踏まえ、今般の基本的対処方針の変更にもその趣旨が反映されていますので御承知置きください。
- マスクの着用の考え方については、これまでも累次の事務連絡においてお知らせしてきたところですが、児童生徒等のコミュニケーションへの影響に関する指摘もあることから、具体的な取組として、例えば、児童生徒等の心情等に適切な配慮を行った上で、各学校においてマスクを外す場面を設定する、マスクの着用が不要な場面において積極的に外すよう促すといったことを通じて、引き続き、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう、よろしくお願ひします。

以上

＜本件連絡先＞

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)

## 【関連資料】

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年11月25日変更）（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和4年11月25日）（新旧対照表）
- ・新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策について（令和4年10月19日付け事務連絡）
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合に想定される対応について（令和4年11月14日付け事務連絡）
- ・今秋以降の感染拡大で保健医療への負荷が高まった場合の対応について（令和4年11月21日付け事務連絡）
- ・オミクロン株対応ワクチンの接種に関する児童生徒や保護者への情報提供について（令和4年11月18日付け事務連絡）
- ・教職員のオミクロン株対応ワクチンの接種促進のための更なる取組推進について（依頼）（令和4年11月10日付け事務連絡）



# 第八波にむけた感染拡大抑止のための 「富岳」飛沫シミュレーション

理化学研究所計算科学研究センター チームリーダー  
神戸大学大学院システム情報学研究科 教授  
坪倉 誠  
富岳コロナ対策プロジェクト飛沫感染グループ

# 東京都モニタリング会議

## 2022年12月1日



# マスクの効果

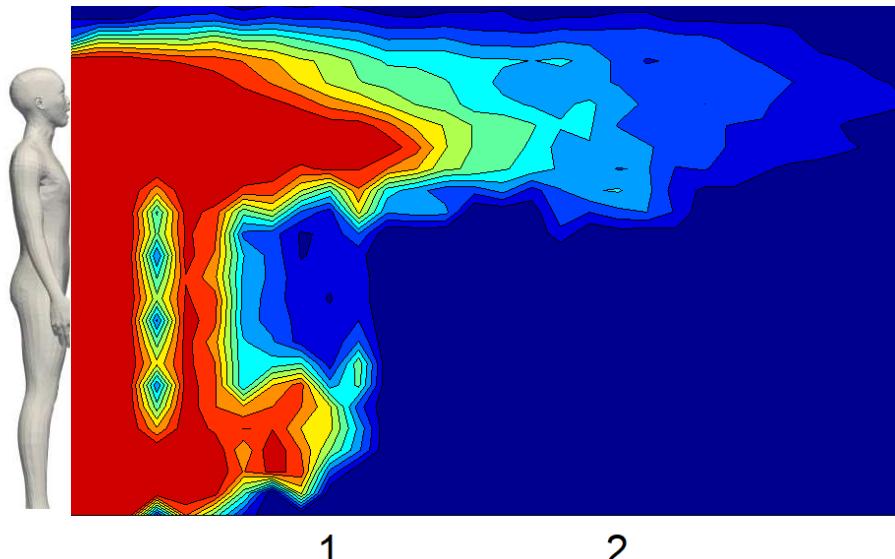
# 感染者の周りの感染リスクとマスクの効果

- 15分間感染者と接触した場合の感染確率(%)
  - マスクを装着することで漏れ出る飛沫量を1/3程度に抑えると共に、飛散距離を減らすことができる

Time: 0.25 s

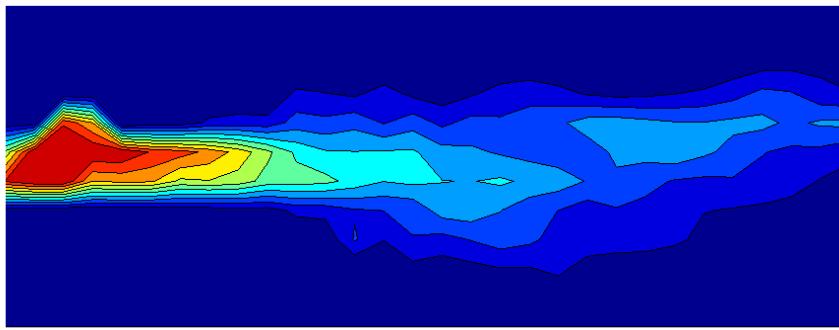
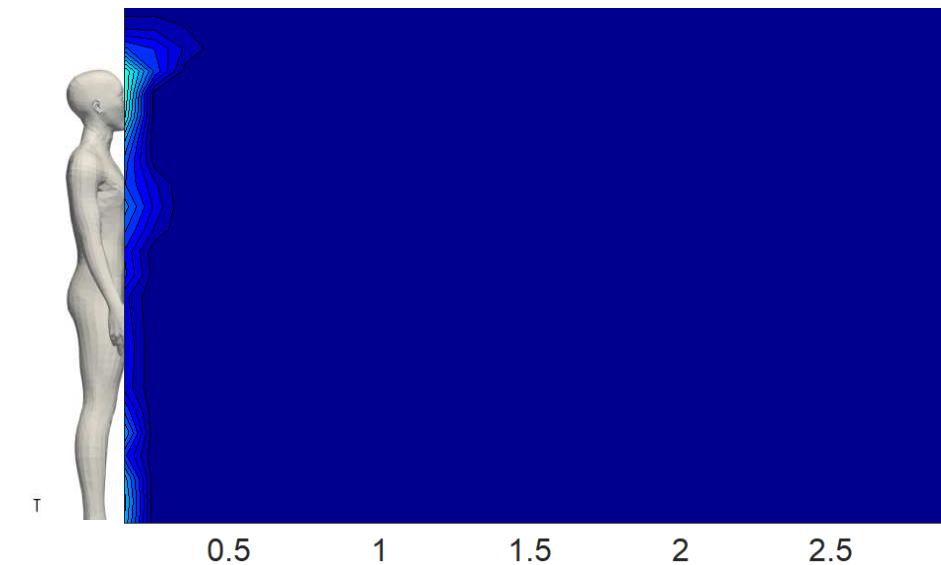
マスク無し時

1 m

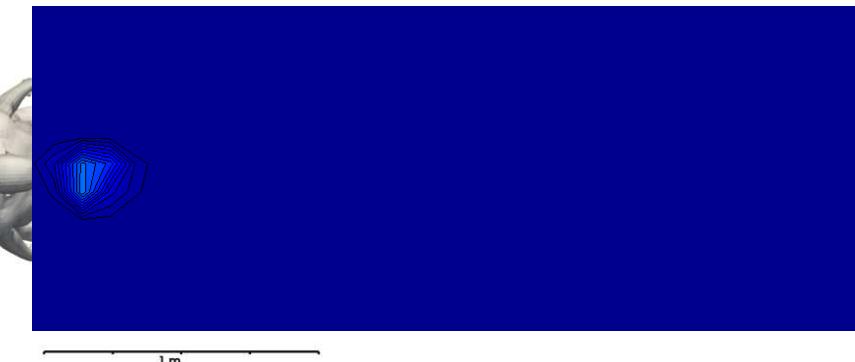
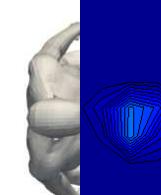


マスク装着時

Time: 0.50 s



Radius  
4.2e-4  
1.0e-4  
1.0e-5  
2.0e-6  
4.5e-7



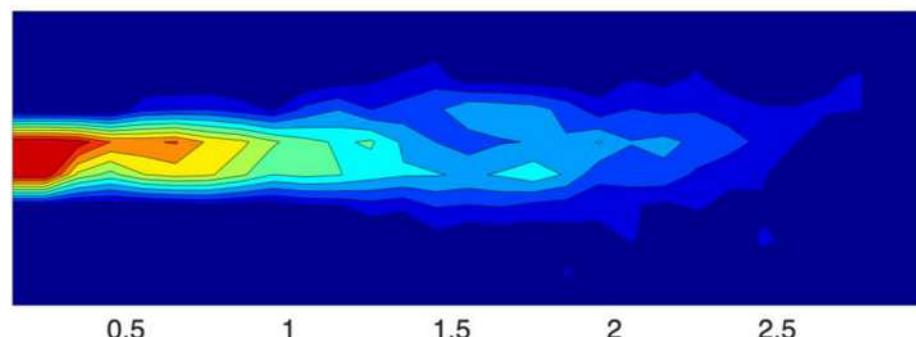
1 m

提供：理研・神戸大，協力：豊橋技科大・大王製紙・京工織大・東工大・九大

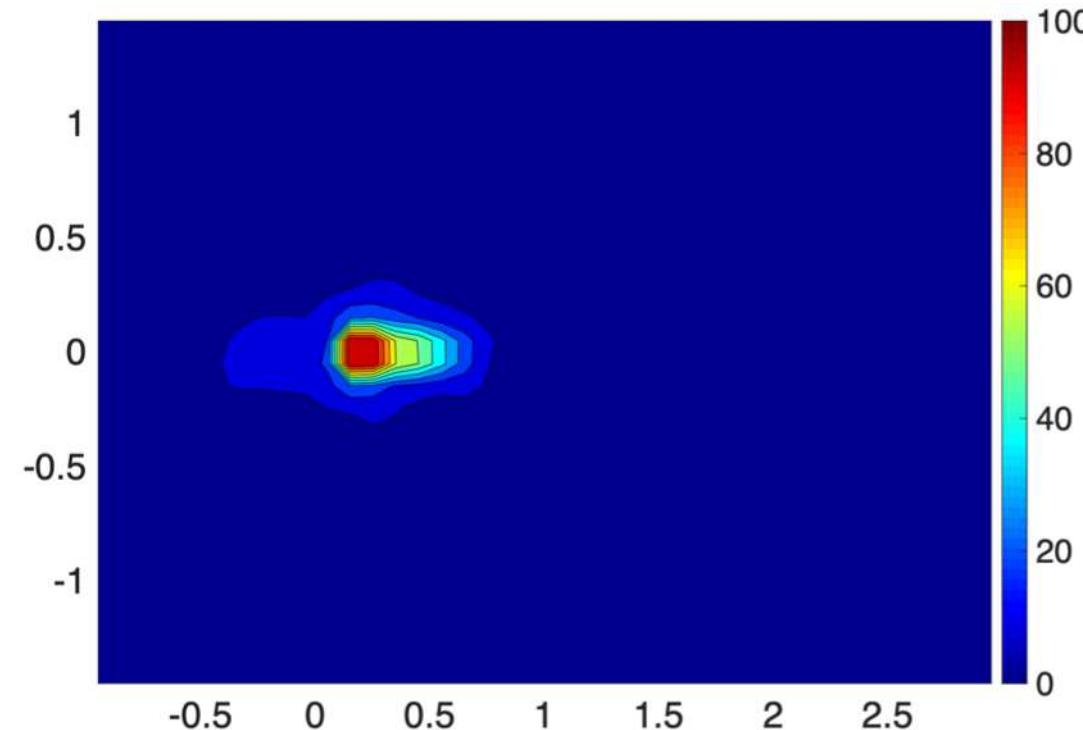
# 感染者の周りの感染リスクとマスクの効果

- 感染者の周りの気流（0.3m/sを考慮）を考慮した場合
  - 気流の拡散効果により、風がない場合と比較して、相対的にリスクは低くなる

周囲に風がないとき



八方から0.3m/sの風が吹いているとき



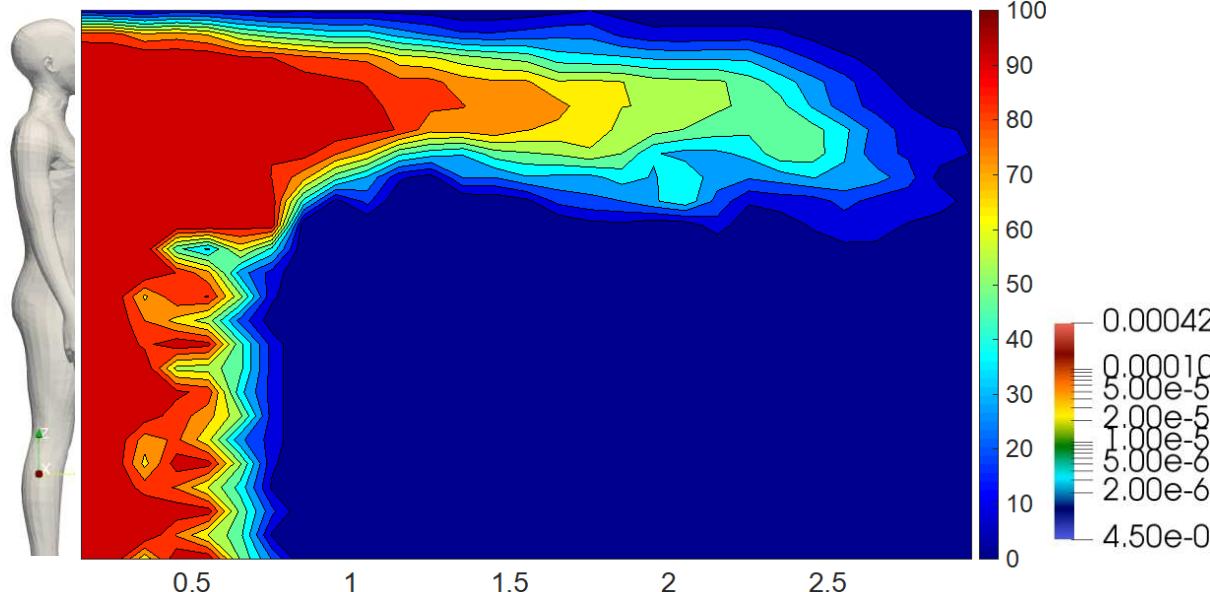
感染者の口の高さでのリスクを上から見たところ

# 感染者の周りの感染リスクとマスクの効果

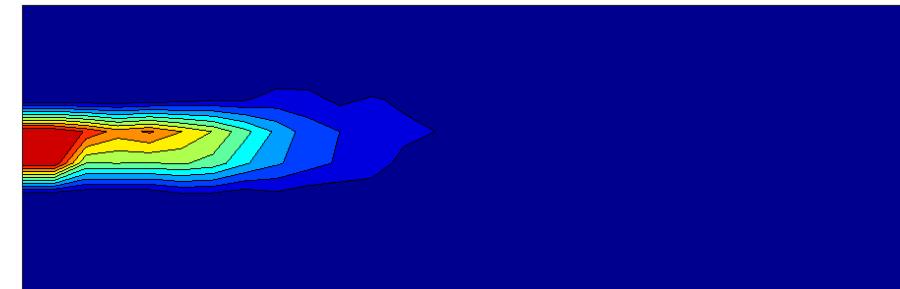
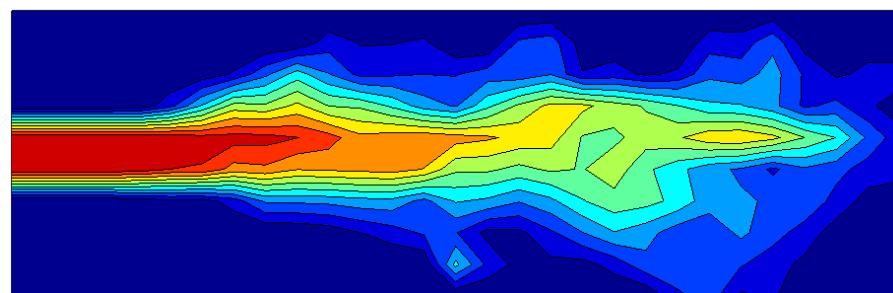
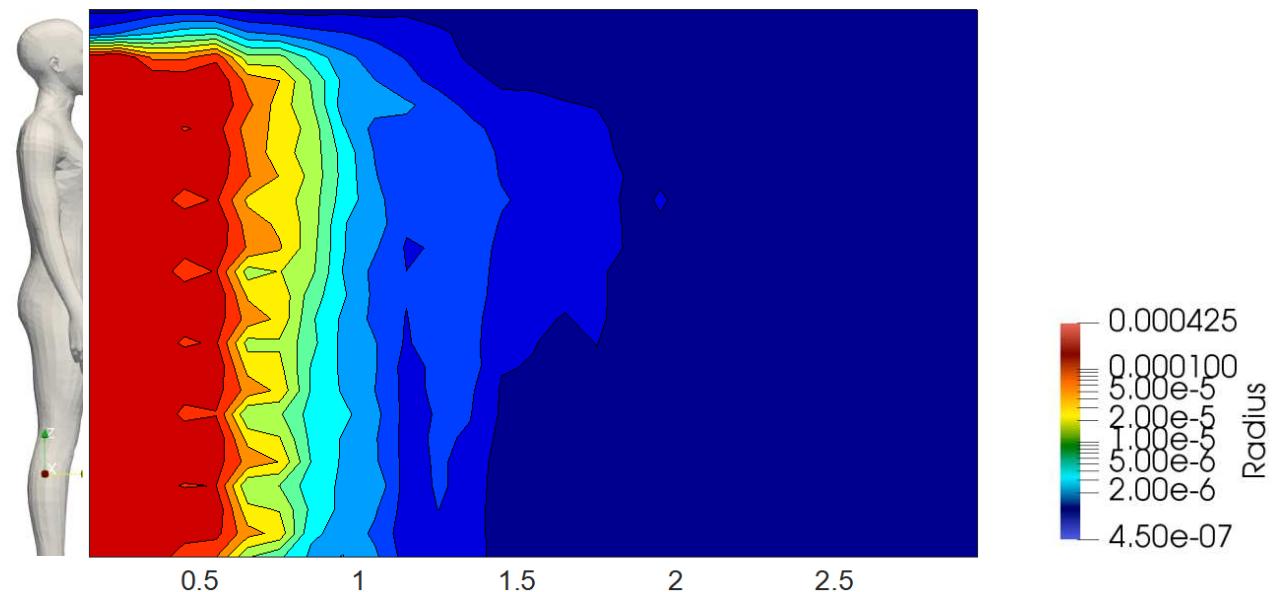
## ● 湿度の影響

- 湿度が低下するとエアロゾル化する飛沫が増え、感染者周りの相対的なリスクが増加する

10%  
Time: 0.25 s



100%  
Time: 0.25 s



# マスクと顔の隙間の影響

- 不織布マスクのノーズフィッター（鼻の金具）の効果
  - 隙間を付けることで、捕集効率が2~3割低下する

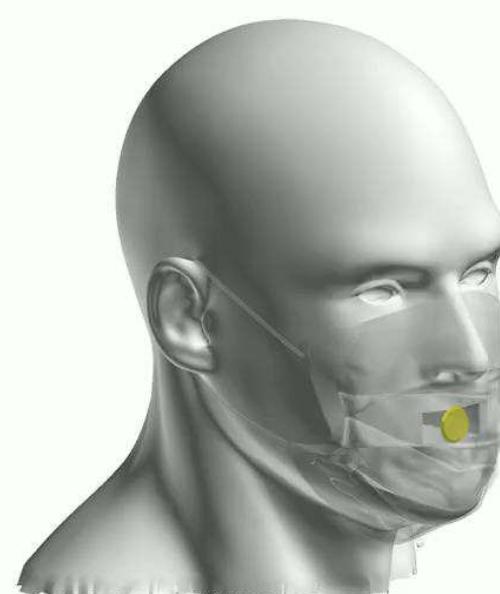
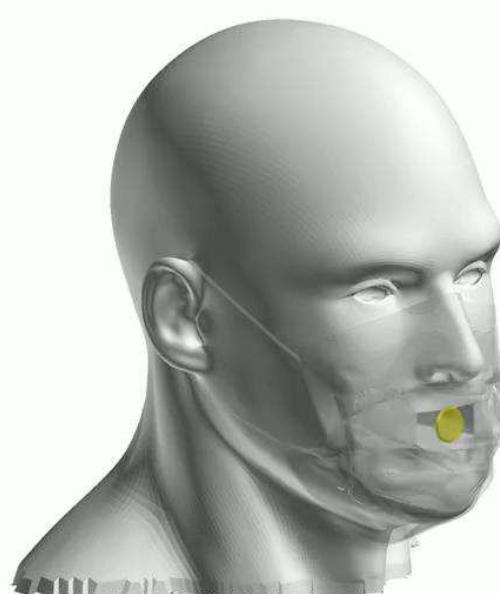
[タイトフィット]

金具を鼻の形状に沿って変形させて装着する。目元は概ねマスクと接触している。

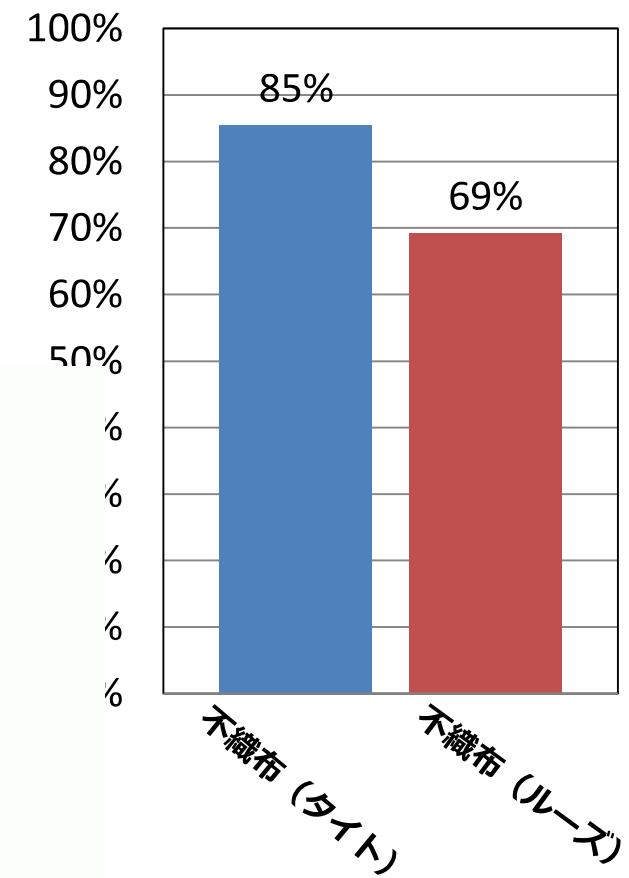


[ルーズフィット]

金具を鼻に沿って折り曲げずにそのまま装着する。



飛沫の捕集効果(個数)



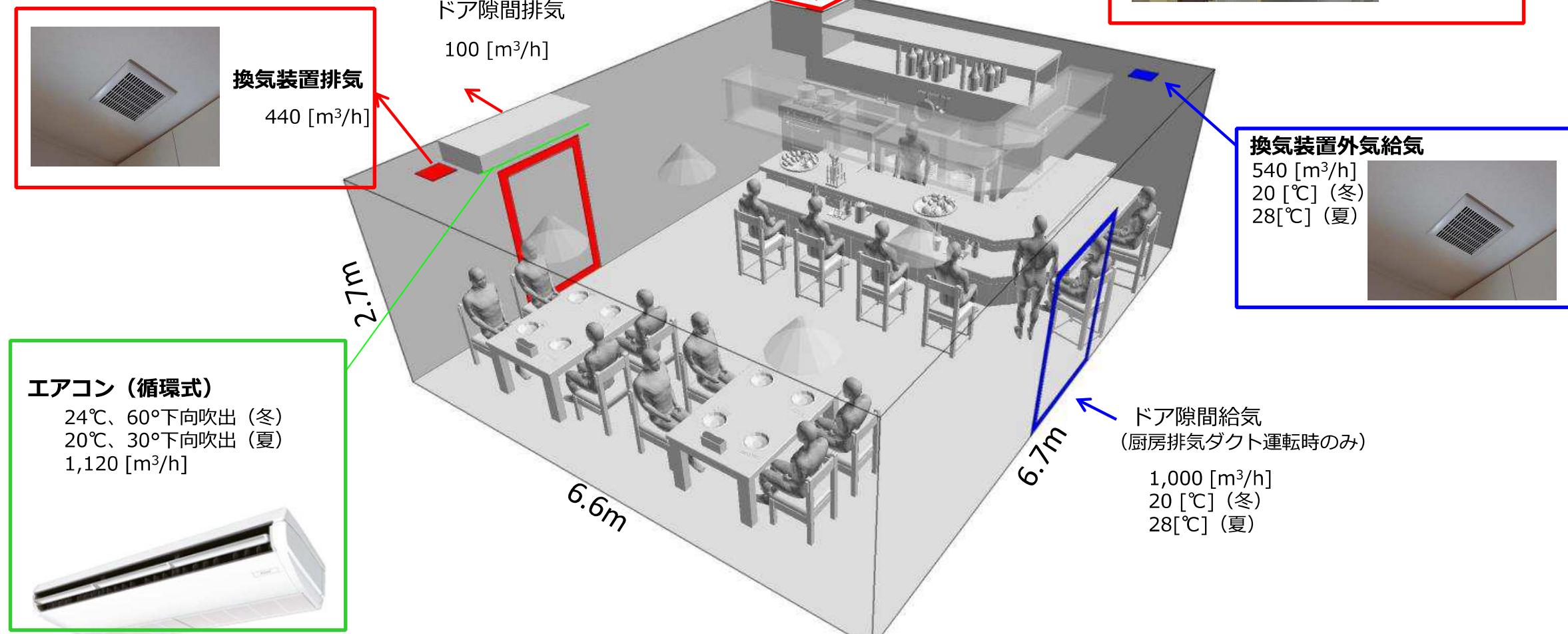
提供：理研・豊橋技科大・東工大, 協力：京工織大・阪大・大王製紙

# 小規模店舗におけるリスク低減対策

# 小規模店舗での飛沫感染リスク評価と対策

## 16人程度が入る小型の店舗を想定

- 室内に1名の感染者が滞在するとして在室者1名の感染確率を求める
- 滞在時間は1時間で感染者は30分間大声で話していることを想定
- 全員マスクは装着していない



提供：理研・神戸大, 協力：鹿島建設・ダイキン工業・数値フローデザイン・豊橋技科大

# 感染リスクマップによるリスクの可視化

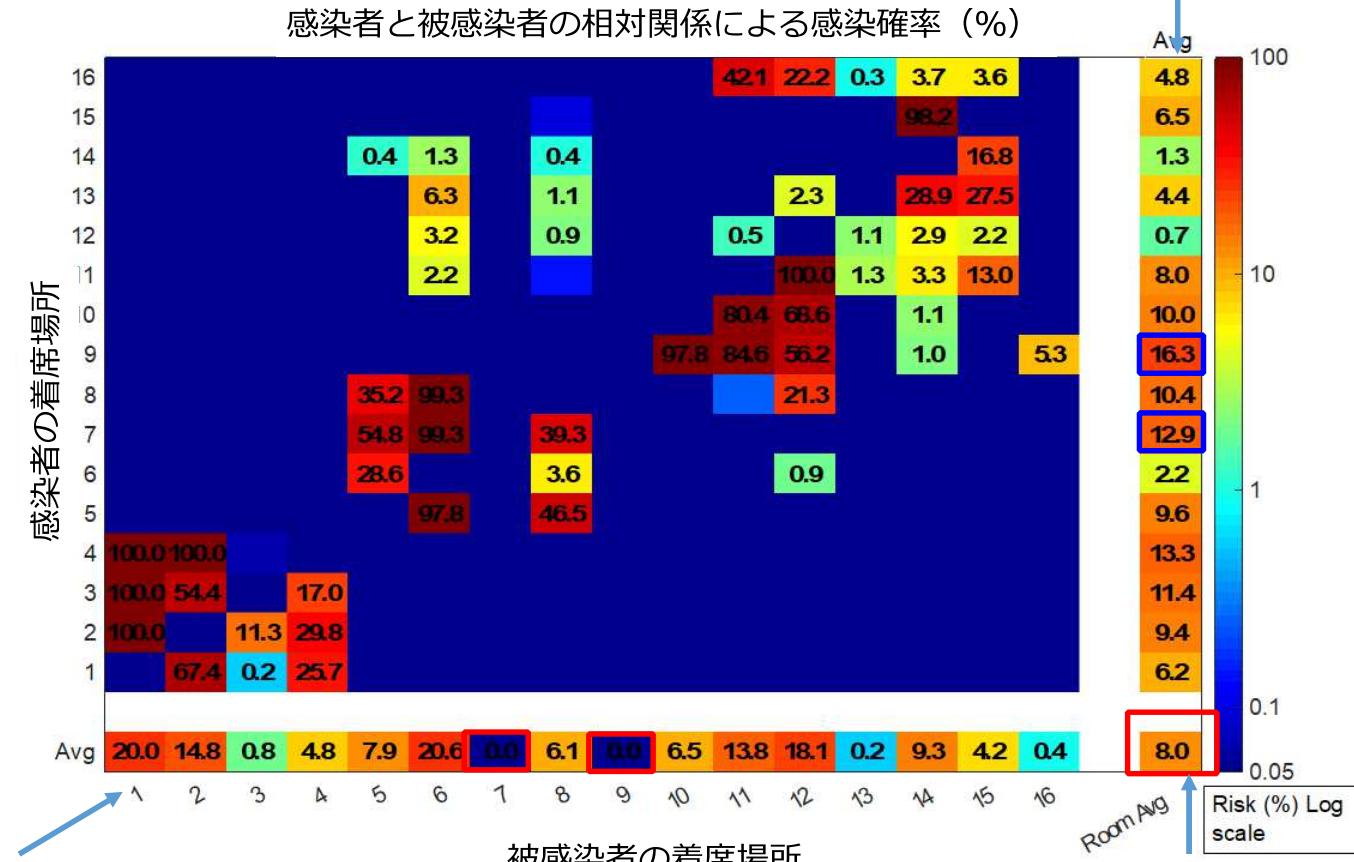
## ● 感染リスクマップの見方



着席場所の番号

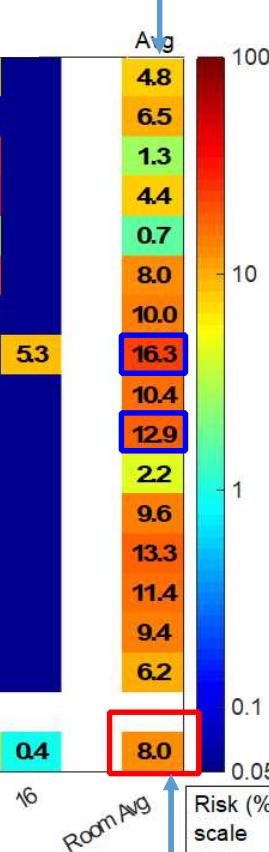


縦軸を感染者を除く  
15人で平均した値  
健常者がそこに座つ  
た場合の感染確率を  
表す



提供：理研・神戸大、協力：鹿島建設・ダイキン工業・数値フローデザイン・豊橋技科大 9

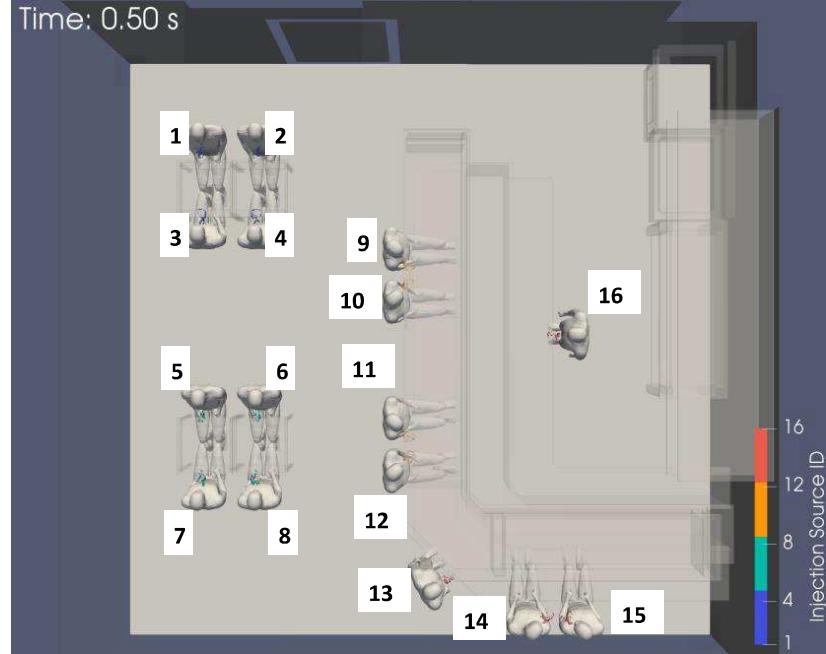
横軸を感染者を除く15人で平均した値  
感染者がそこに座った場合の感染確率  
を表す



縦軸もしくは横軸を16人で平均した値  
部屋全体の感染リスクを表す。  
これに16をかけば、1名の感染者が1～  
16の全ての場所で同じ確率で着席した場  
合の、新規感染者の数を表す。

# エアコンや換気の効果

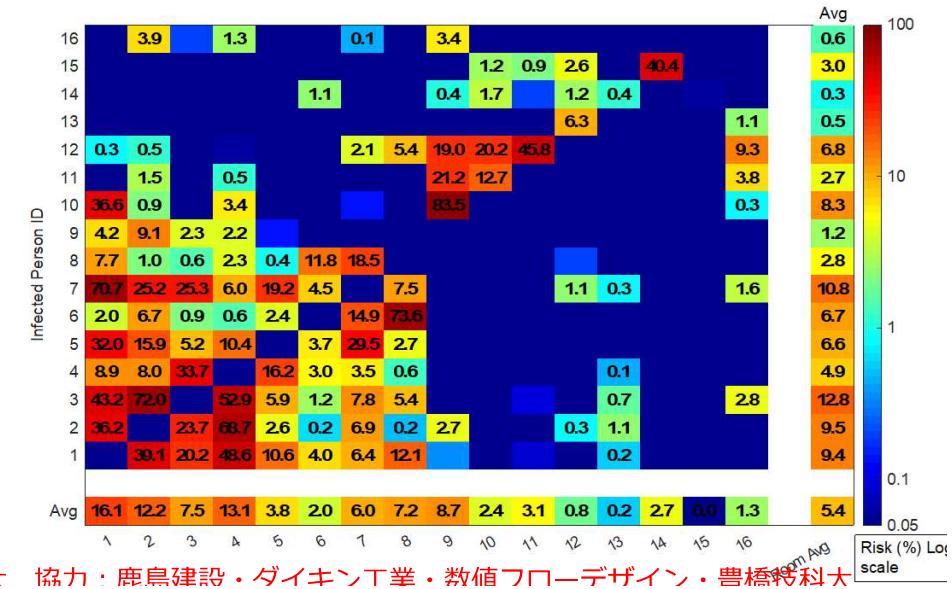
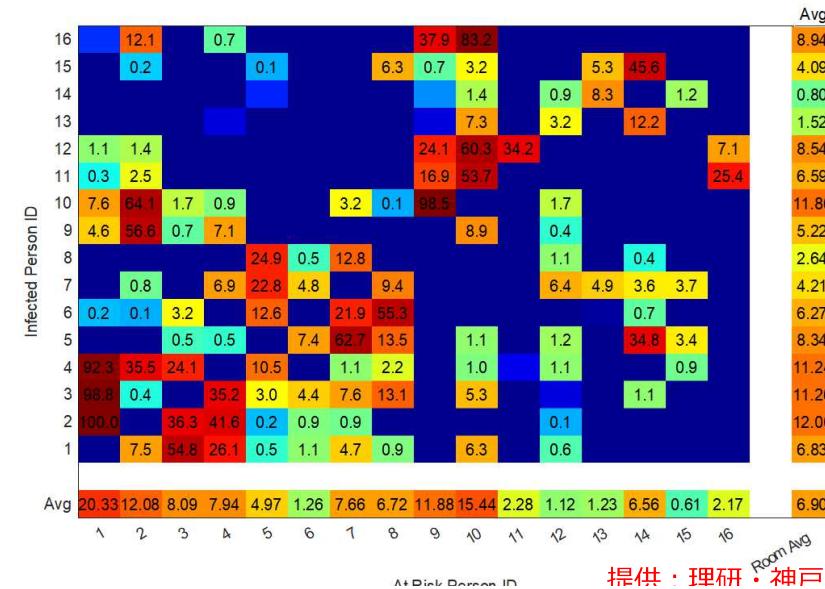
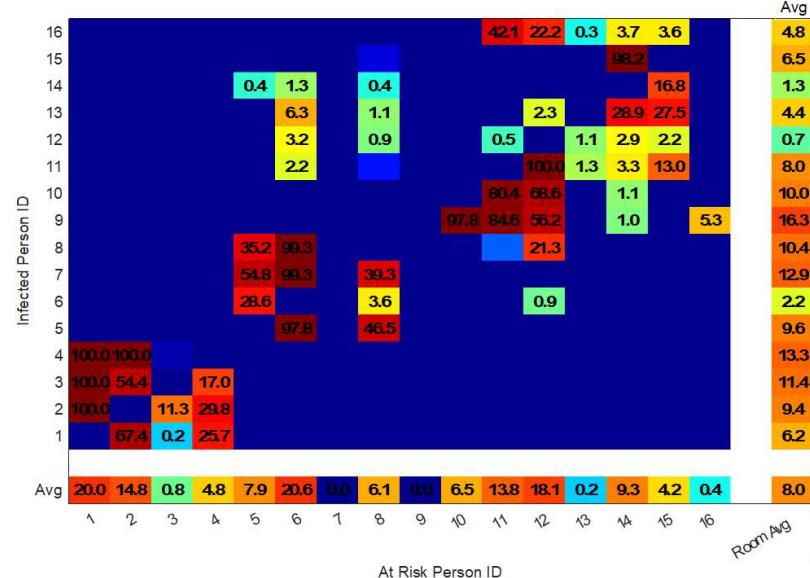
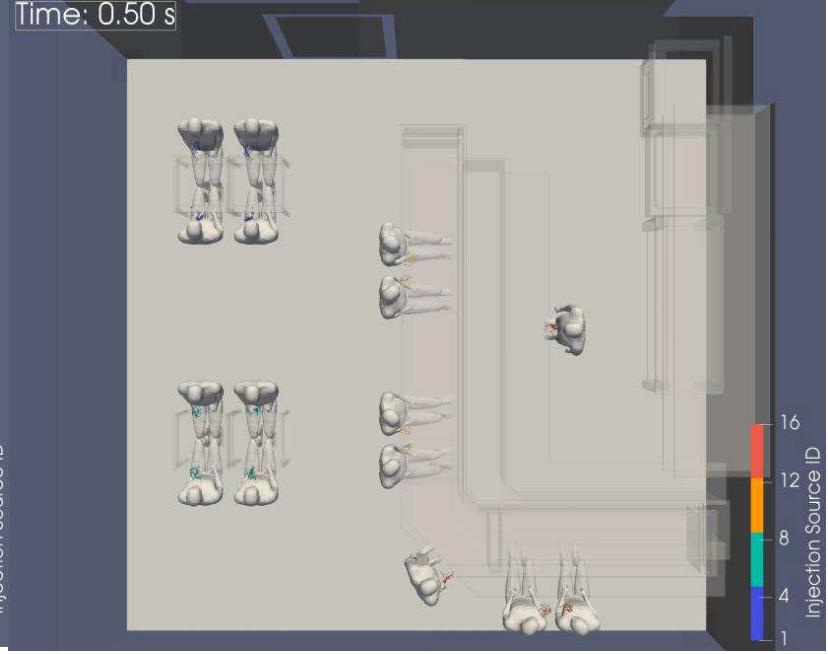
機械換気



機械換気 + エアコン



機械換気 + キッチンダクト + エアコン

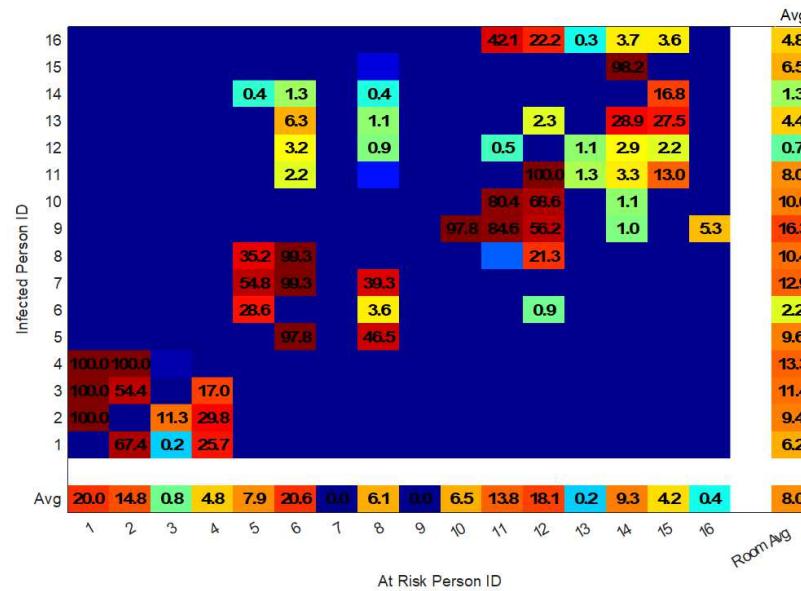
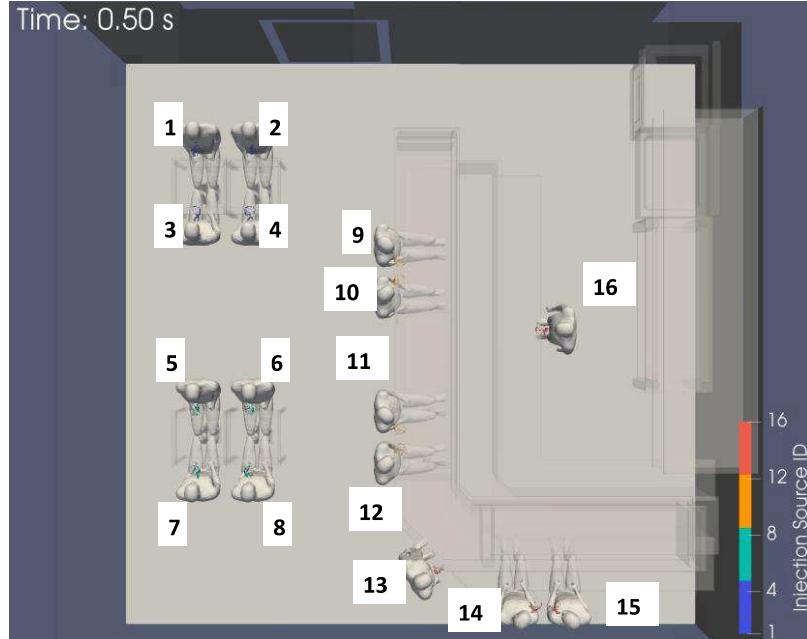


提供：理研・神戸大

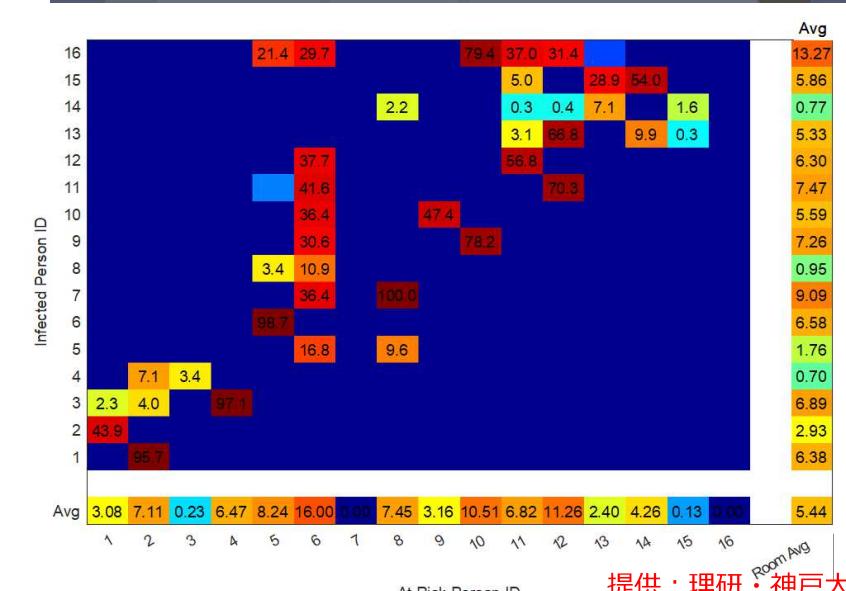
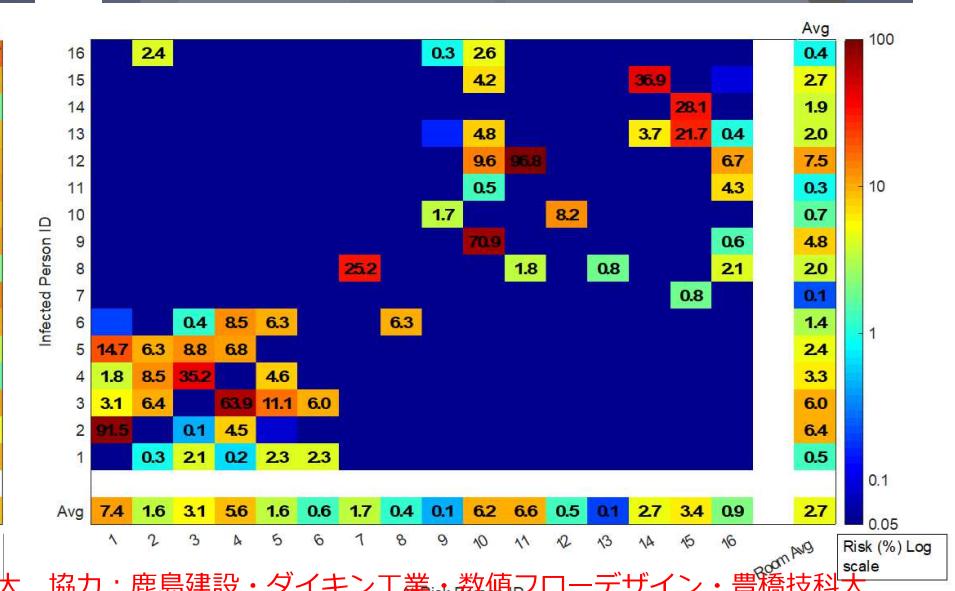
協力：鹿島建設・ダイキン工業・数値フロー・デザイン・豊橋特科大

# パーティションの効果

機械換気



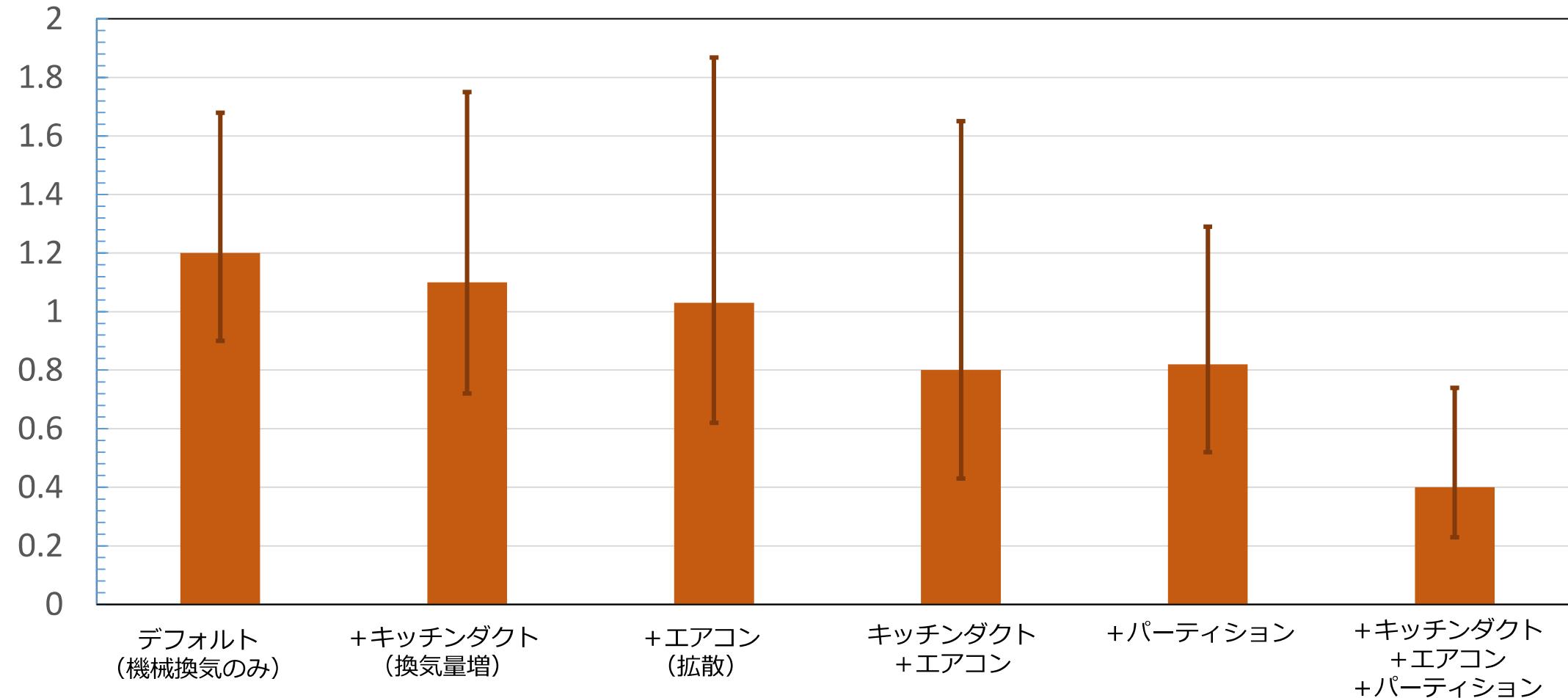
機械換気+パーティション

機械換気+キッチンダクト+エアコン  
+パーティション

提供：理研・神戸大，協力：鹿島建設・ダイキン工業・数値フローデザイン・豊橋技科大

# 各種リスク低減対策の効果

- 1名の感染者（どこかの席に同じ確率で着席）と1時間同席した場合、この店から発生する新規感染者数（人）



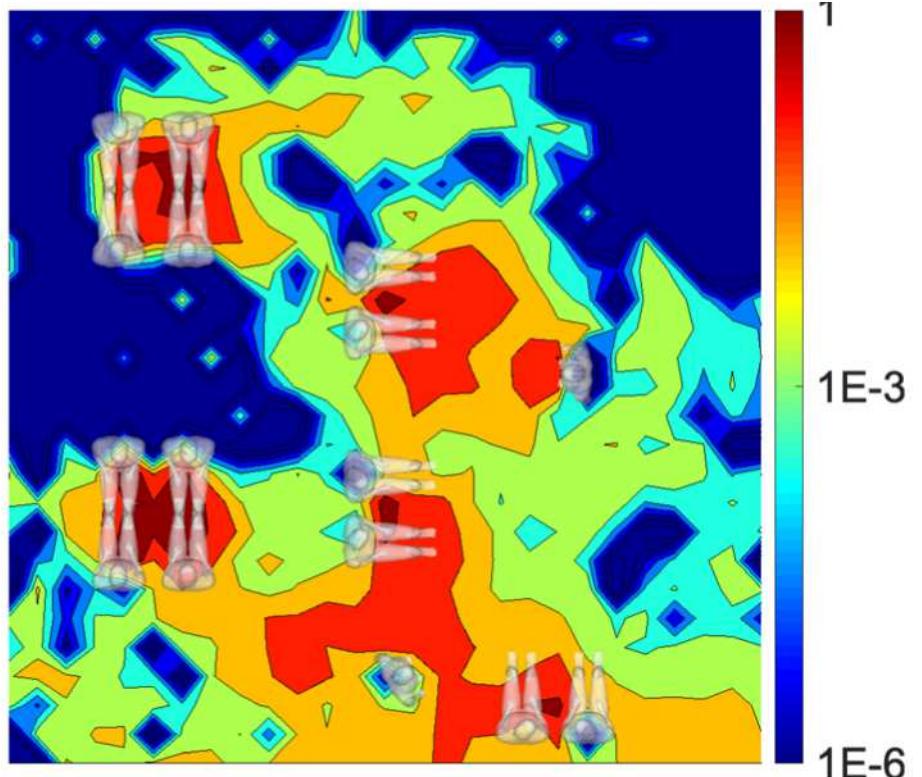
通常の換気状態に対して、キッチンダクトやパーティションを併用して対策をすることで、感染リスクを三分の一程度まで減らすことが出来る

提供：理研・神戸大、協力：鹿島建設・ダイキン工業・数値フローデザイン・豊橋技科大 12

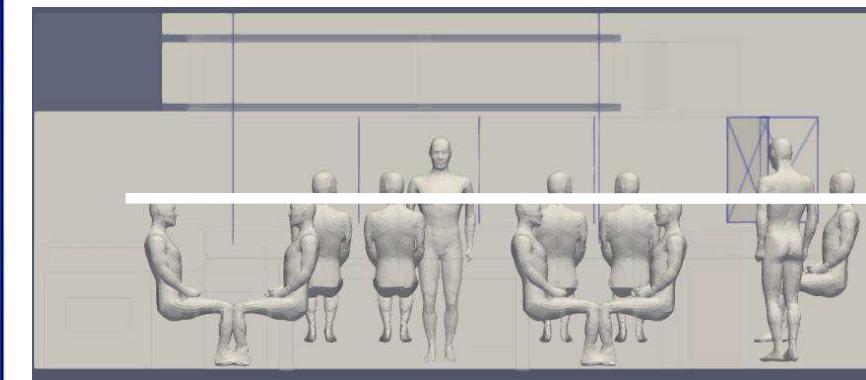
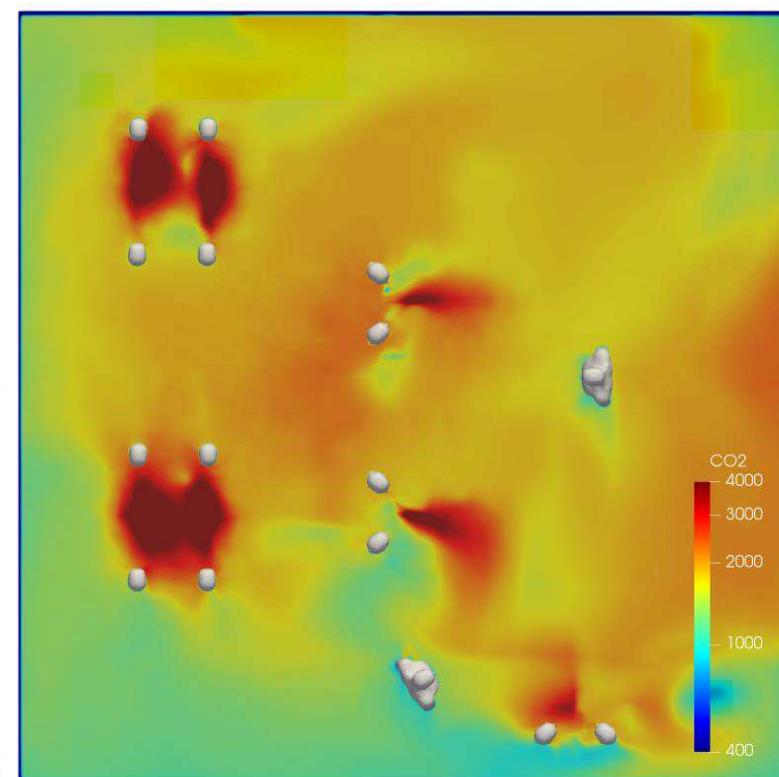
# 飛沫の分布と二酸化炭素濃度の関係

- 飛沫濃度（左）と呼吸や会話に伴う二酸化炭素の発生（右）（床高さ1.25m）

空間の飛沫濃度の分布 (mg/m<sup>3</sup>)



居室内のCO<sub>2</sub>の分布 (ppm)



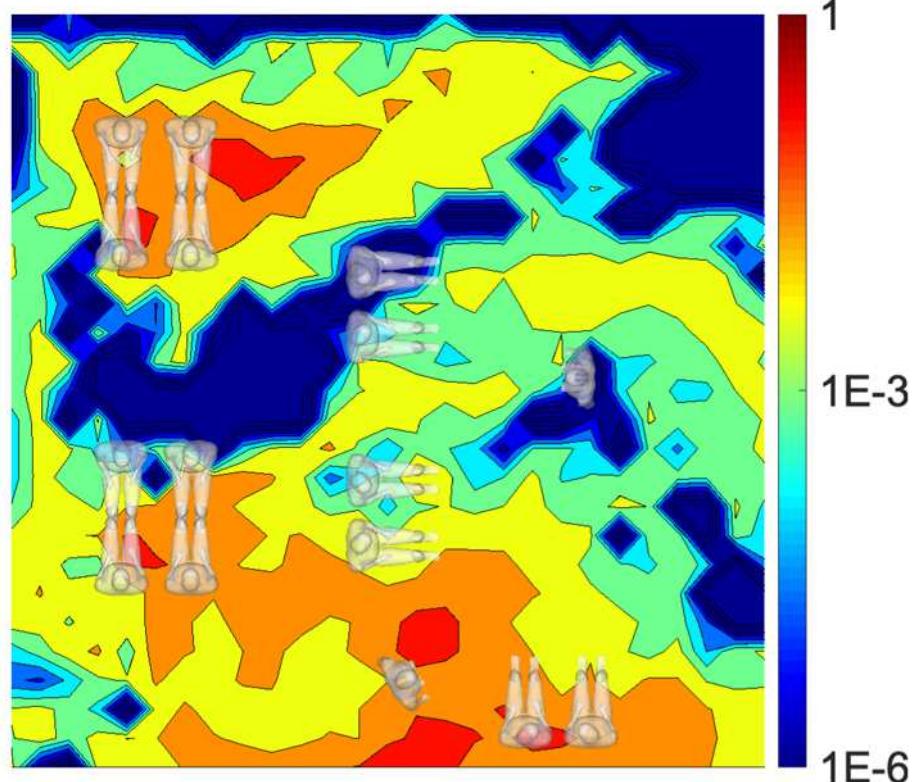
飛沫・エアロゾルによる感染リスクを簡易に評価するためには、二酸化炭素濃度計が有効  
二酸化炭素濃度は室内で不均一に分布するので、複数の濃度計を設置することが重要

提供：理研・神戸大，協力：鹿島建設・ダイキン工業・数値フローデザイン・豊橋技科大 13

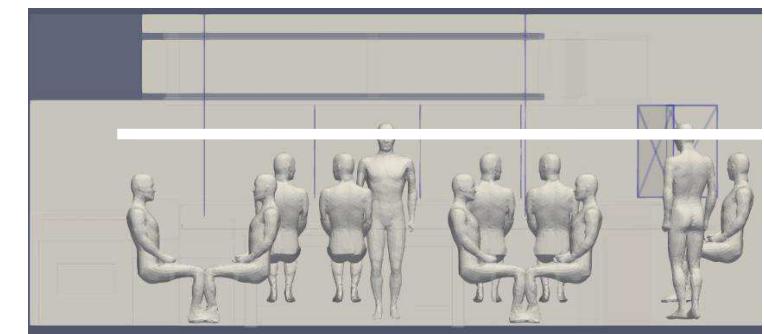
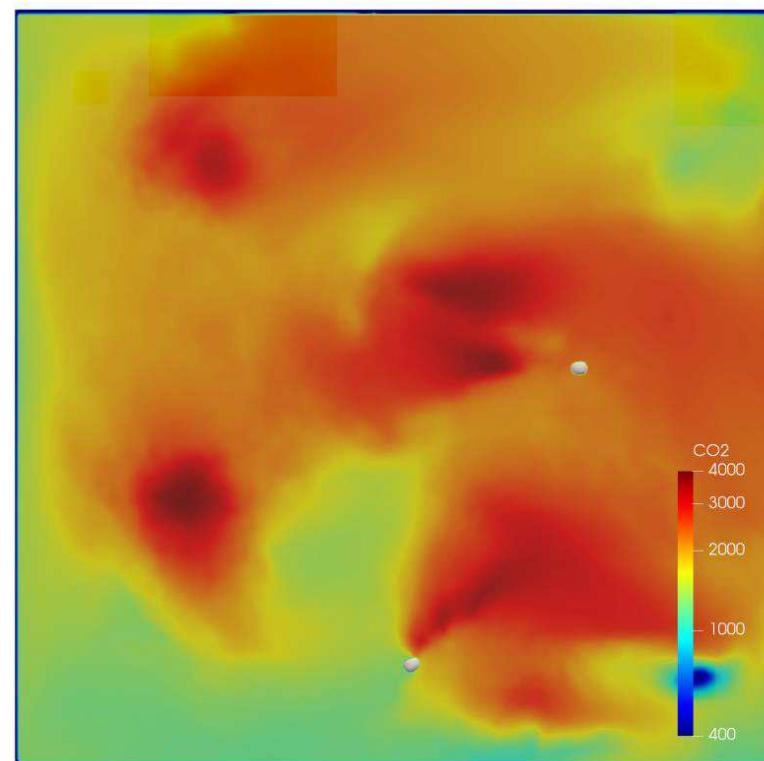
# 飛沫の分布と二酸化炭素濃度の関係

- 飛沫濃度（左）と呼吸や会話に伴う二酸化炭素の発生（右）（床高さ1.25m）

空間の飛沫濃度の分布 (mg/m<sup>3</sup>)



居室内のCO<sub>2</sub>の分布 (ppm)



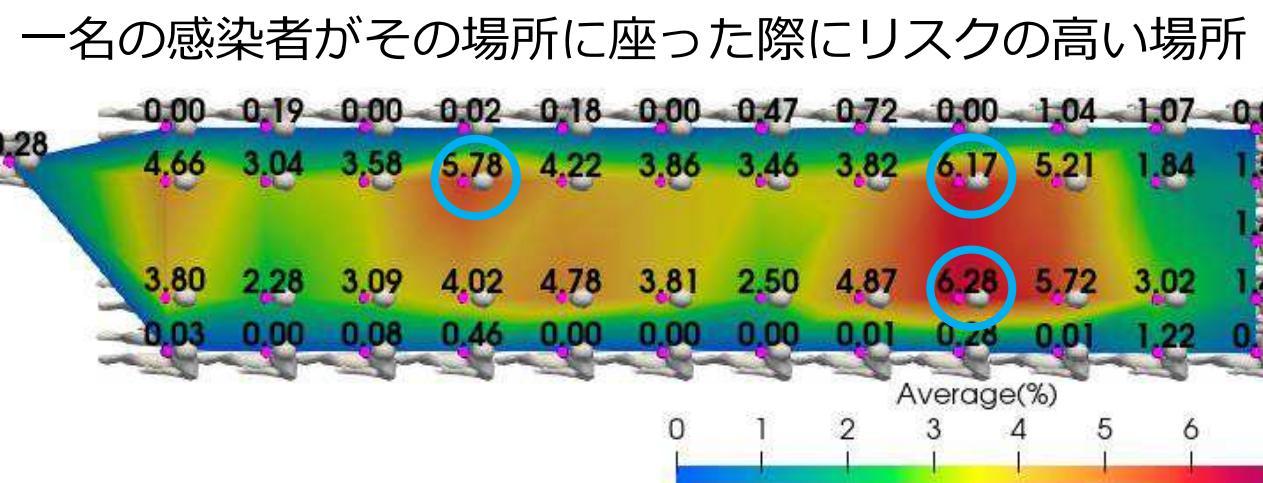
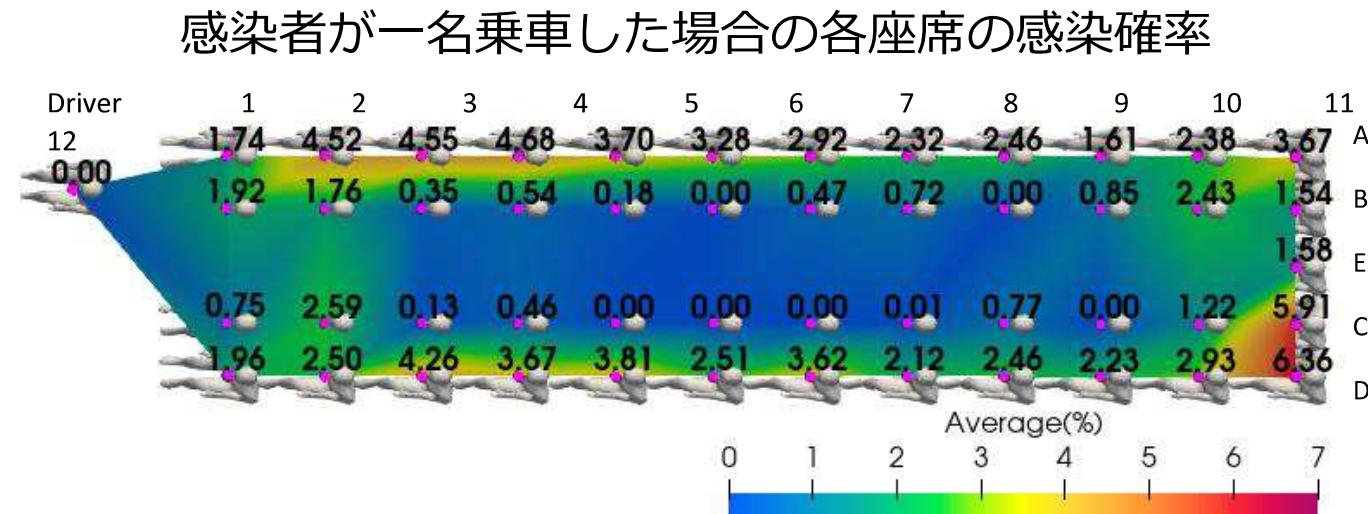
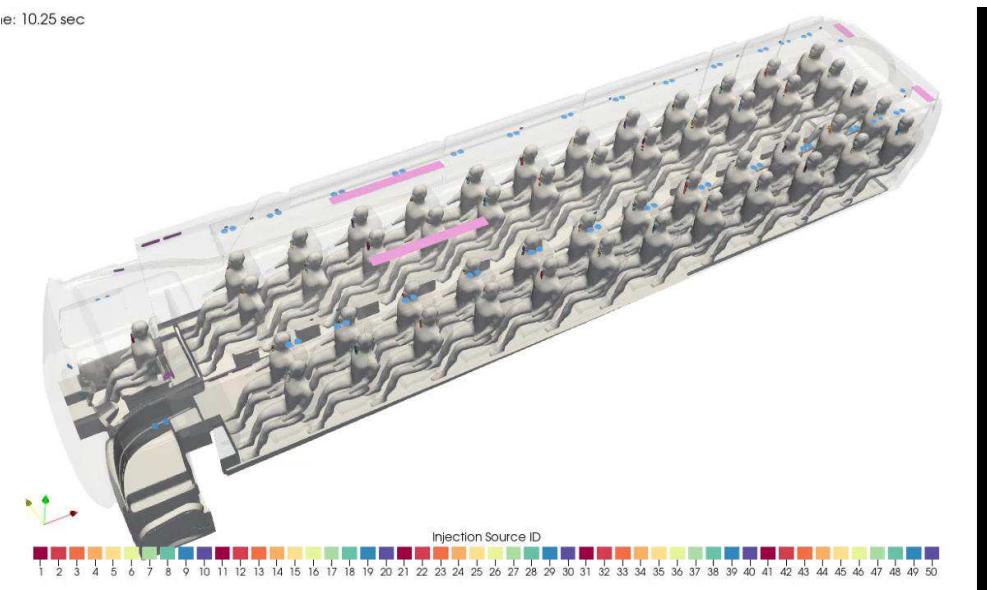
飛沫・エアロゾルによる感染リスクを簡易に評価するためには、二酸化炭素濃度計が有効  
二酸化炭素濃度は室内で不均一に分布するので、複数の濃度計を設置することが重要

提供：理研・神戸大，協力：鹿島建設・ダイキン工業・数値フローデザイン・豊橋技科大 14

# 公共交通機関におけるリスク低減対策

# バス内におけるリスクの高い場所の特定

- 一名の感染者が乗車し、大声で会話した際の感染リスク評価（1時間乗車）



提供：理研、協力：数値フローデザイン・九大・国交省

# 観光バス内の感染リスク評価と対策

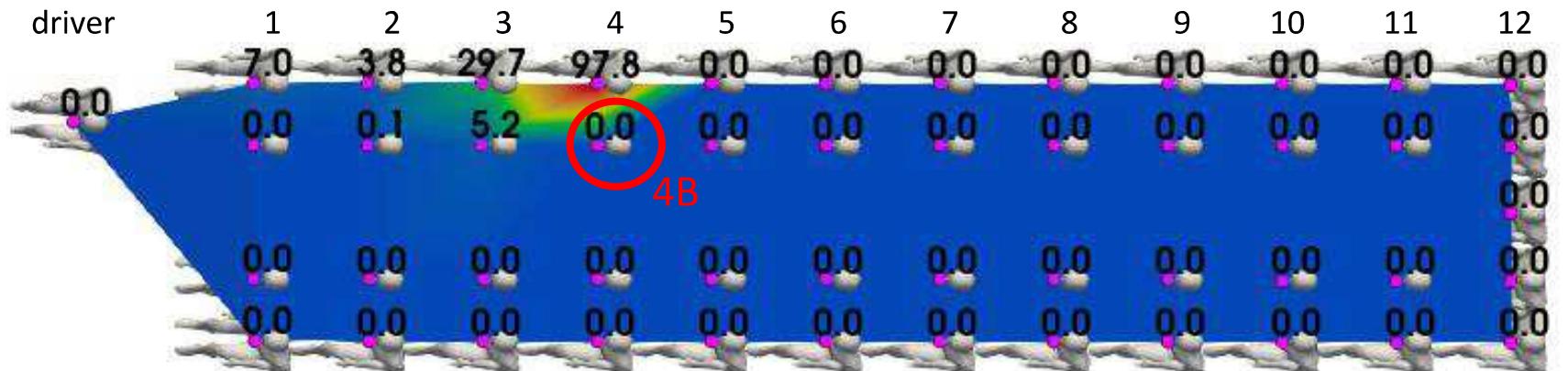
- 4Bに感染者が座った場合の周囲への感染確率 (%)



提供：理研、協力：数値フローデザイン・九大・国交省

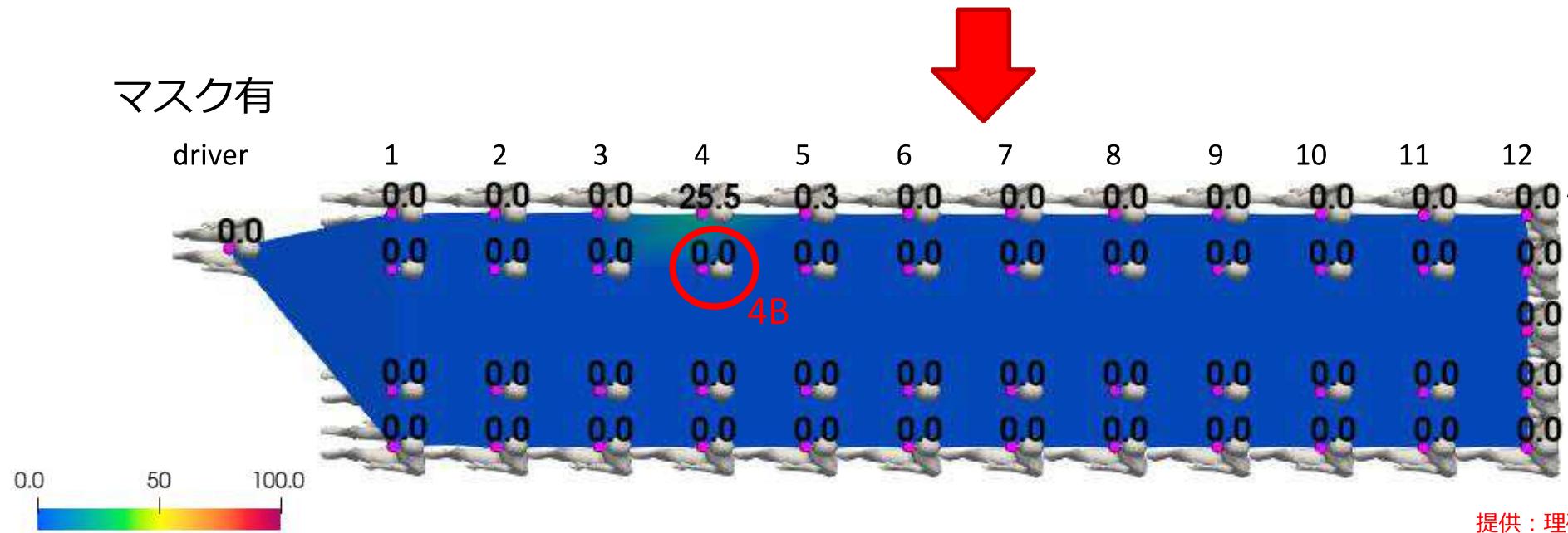
- 4Bに感染者が座った場合の周囲への感染確率 (%)

マスク無



|     |     |      |      |   |
|-----|-----|------|------|---|
| 7.0 | 3.8 | 29.7 | 97.8 | 0 |
| 0   | 0.1 | 5.2  | 感染者  | 0 |
|     |     |      |      |   |
| 0   | 0   | 0    | 0    | 0 |
| 0   | 0   | 0    | 0    | 0 |

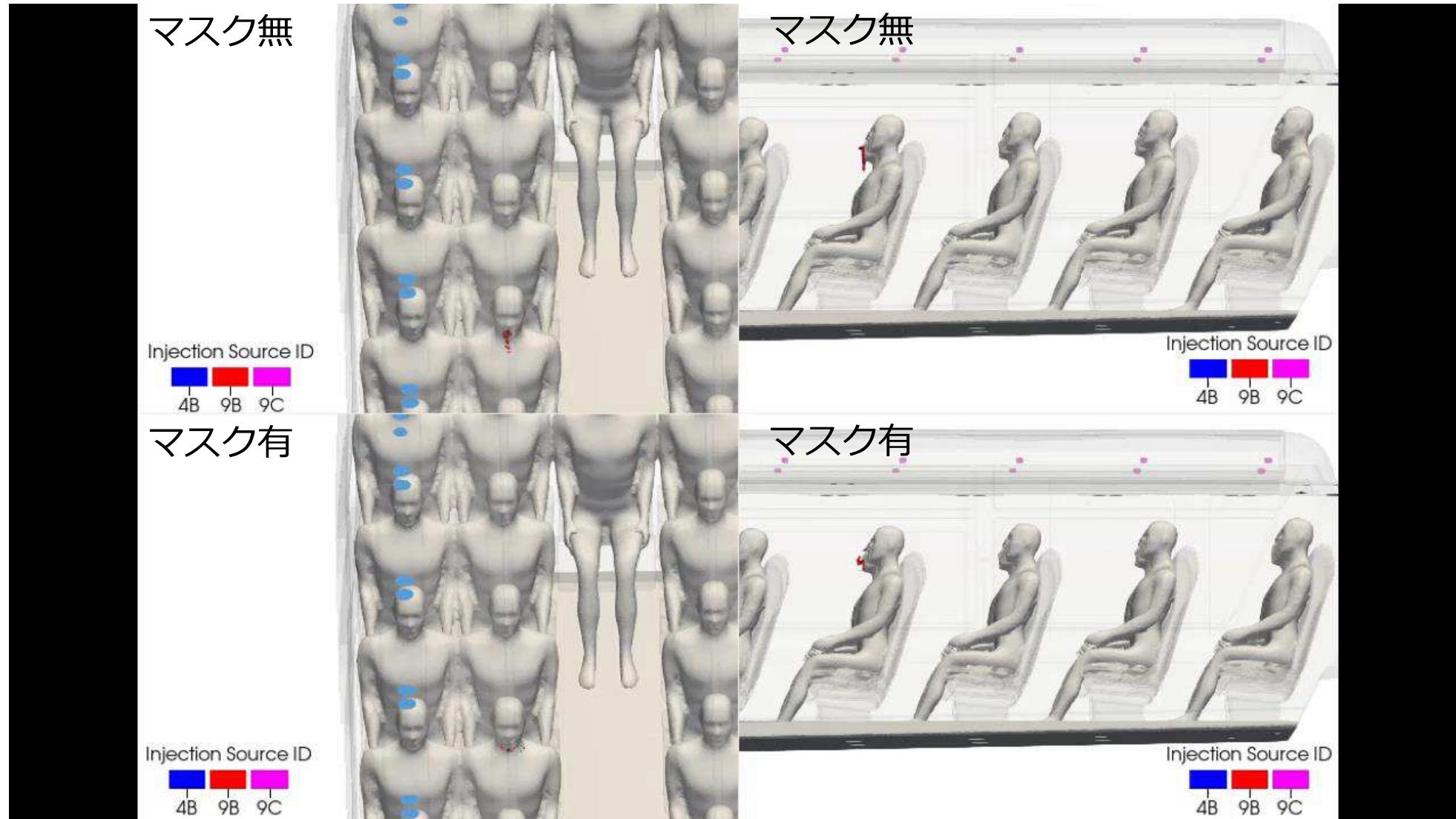
マスク有



|   |   |   |      |     |
|---|---|---|------|-----|
| 0 | 0 | 0 | 25.5 | 0.3 |
| 0 | 0 | 0 | 感染者  | 0   |
|   |   |   |      |     |
| 0 | 0 | 0 | 0    | 0   |
| 0 | 0 | 0 | 0    | 0   |

# 観光バス内の感染リスク評価と対策

- 9Bに感染者が座った場合の周囲への感染確率 (%)

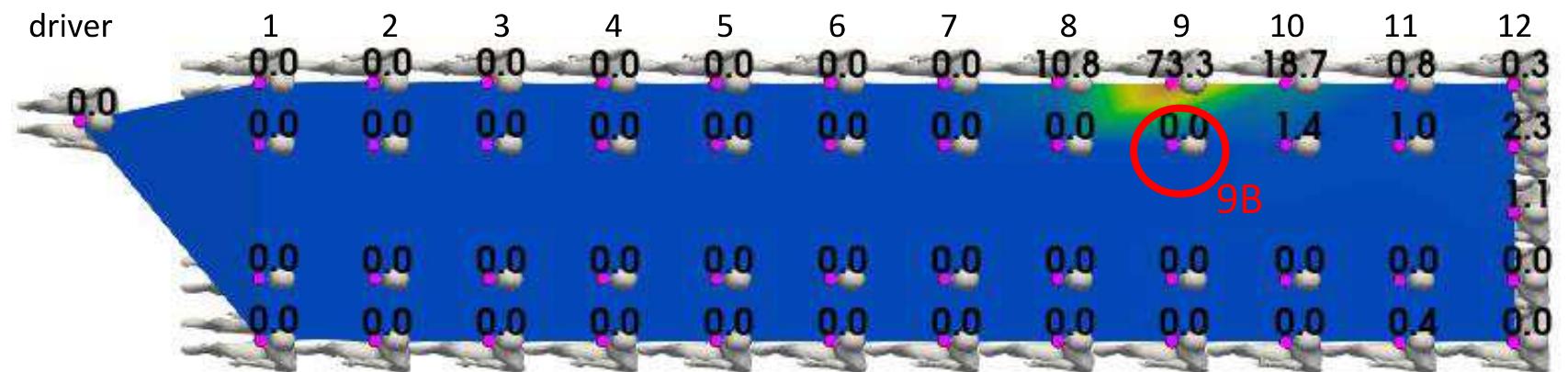


提供：理研、協力：数値フローデザイン・九大・国交省

# 観光バス内の感染リスク評価と対策

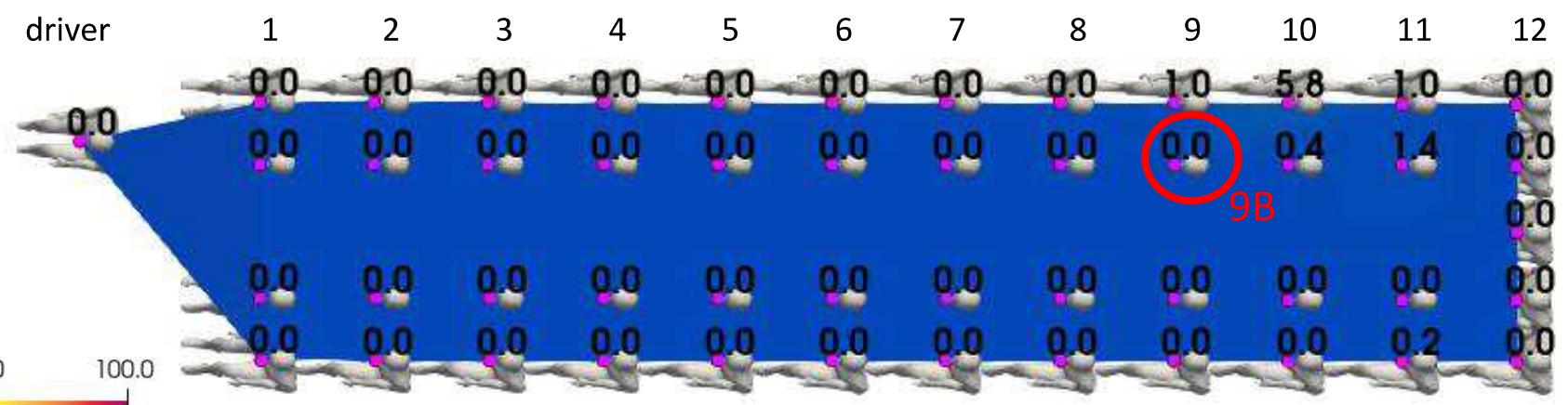
- 9Bに感染者が座った場合の周囲への感染確率 (%)

マスク無



|      |      |      |     |     |
|------|------|------|-----|-----|
| 10.8 | 73.3 | 18.7 | 0.8 | 0.3 |
| 0    | 感染者  | 1.4  | 1.0 | 2.3 |
|      |      |      |     | 1.1 |
| 0    | 0    | 0    | 0   | 0   |
| 0    | 0    | 0    | 0.3 | 0   |

マスク有



|   |     |     |     |   |
|---|-----|-----|-----|---|
| 0 | 1.0 | 5.8 | 1.0 | 0 |
| 0 | 感染者 | 0.4 | 1.4 | 0 |
|   |     |     |     | 0 |
| 0 | 0   | 0   | 0   | 0 |
| 0 | 0   | 0   | 0.2 | 0 |

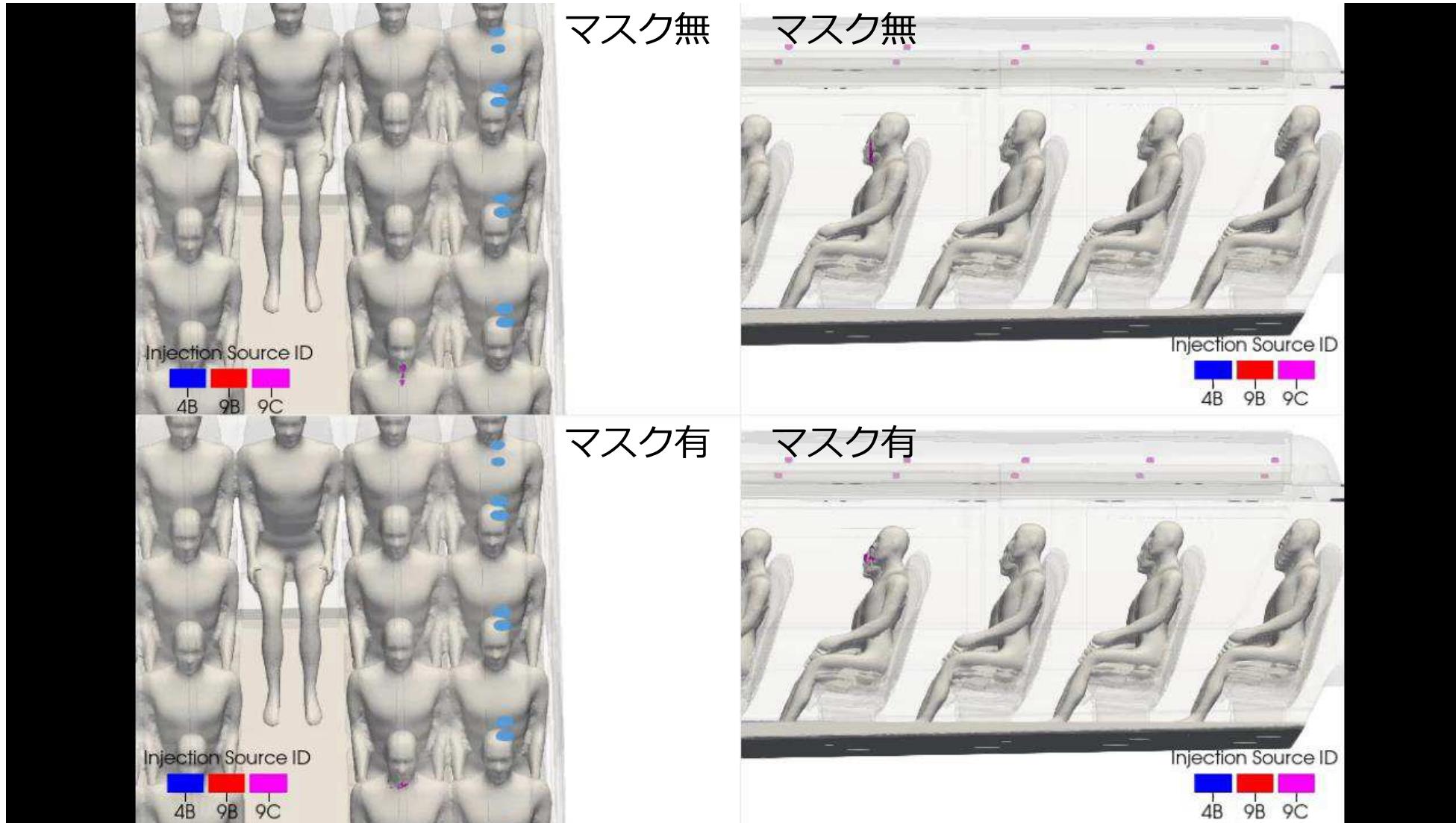


20

提供：理研、協力：数値フローデザイン・九大・国交省

# 観光バス内の感染リスク評価と対策

- 9Cに感染者が座った場合の周囲への感染確率 (%)

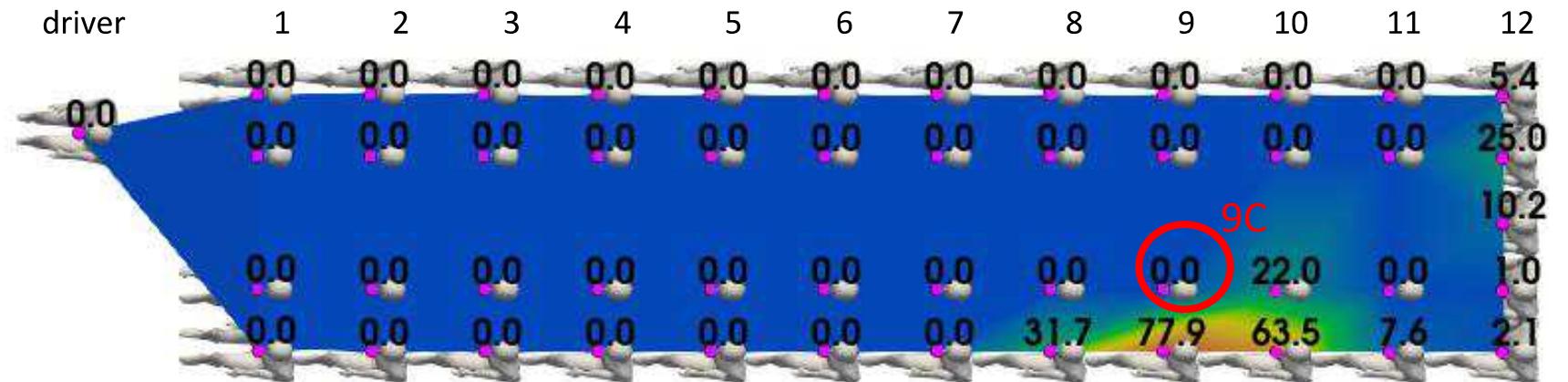


提供：理研、協力：数値フローデザイン・九大・国交省

# 観光バス内の感染リスク評価と対策

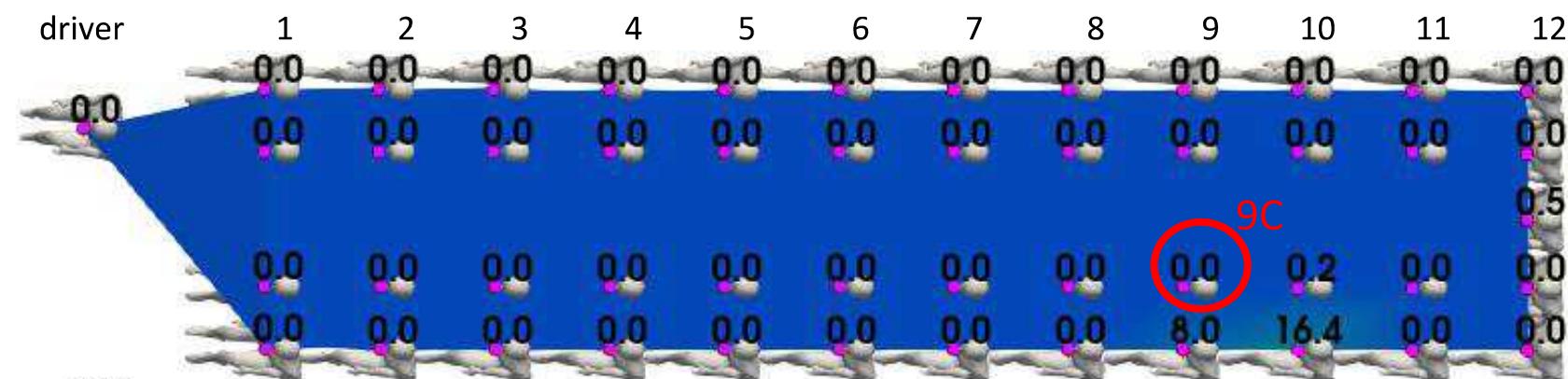
- 9Cに感染者が座った場合の周囲への感染確率 (%)

マスク無



|      |      |      |     |      |
|------|------|------|-----|------|
| 0    | 0    | 0    | 0   | 5.4  |
| 0    | 0    | 0    | 0   | 25.0 |
|      |      |      |     | 10.2 |
| 0    | 感染者  | 22.0 | 0   | 1.0  |
| 31.7 | 77.9 | 63.5 | 7.6 | 2.1  |

マスク有



|   |     |      |   |     |
|---|-----|------|---|-----|
| 0 | 0   | 0    | 0 | 0   |
| 0 | 0   | 0    | 0 | 0   |
|   |     |      |   | 0.5 |
| 0 | 感染者 | 0.2  | 0 | 0   |
| 0 | 8.0 | 16.4 | 0 | 0   |

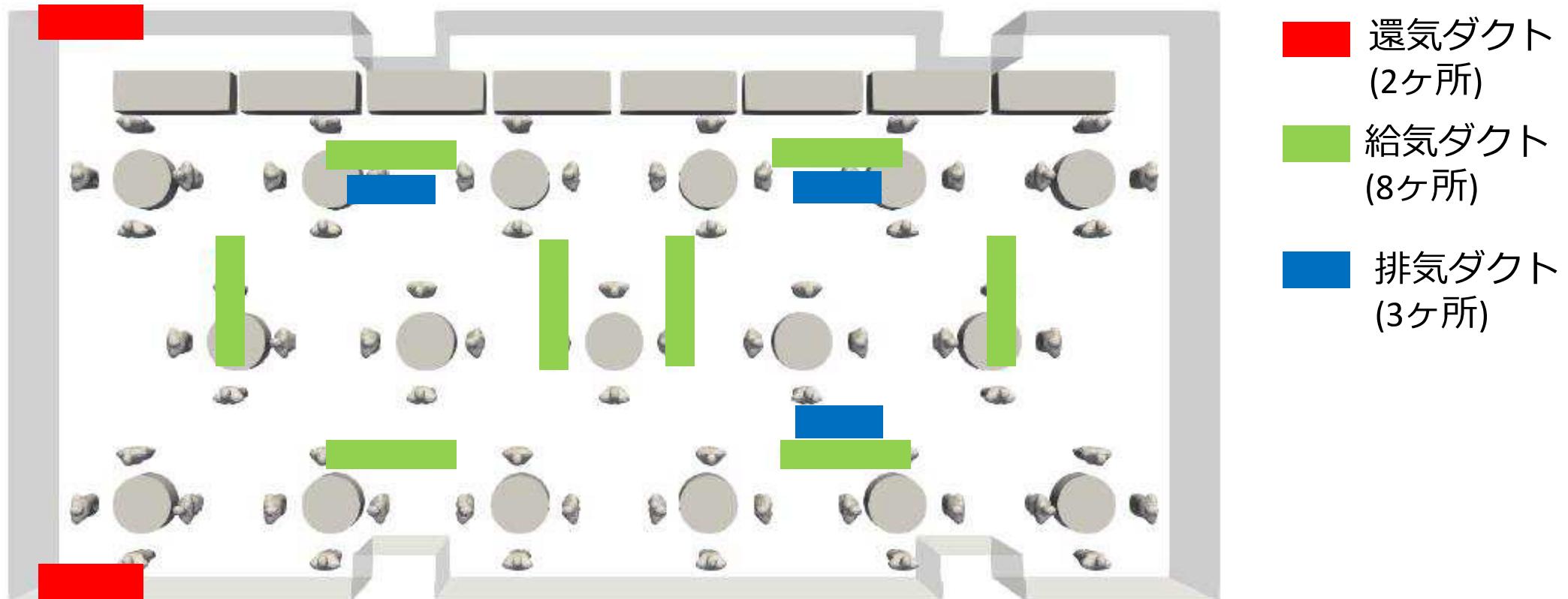


提供：理研、協力：数値フローデザイン・九大・国交省

# 宴会場におけるリスク低減対策

# 評価対象とした実在宴会場（帝国ホテル・舞の間）

- 縦×横×高さ = 17.4m×8.5m×2.8m, 68人収容時を想定

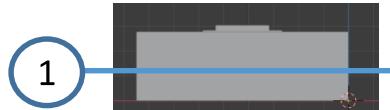


| 境界名   | 個数 | 1つあたり風量<br>[m <sup>3</sup> /h] | total風量<br>[m <sup>3</sup> /h] | 制気口長辺<br>[m] | 制気口短辺<br>[m] | 吹出風速<br>[m/s] | 吹出温度<br>[°C] |
|-------|----|--------------------------------|--------------------------------|--------------|--------------|---------------|--------------|
| 給気ダクト | 8  | 525                            | 4200                           | 1.5          | 0.08         | 1.215         | 20.55        |
| 還気ダクト | 2  | 1350                           | 2700                           | 1.2          | 0.2          | 1.563         | -            |
| 排気ダクト | 3  | 500                            | 1500                           | 1            | 0.1          | 1.389         | -            |

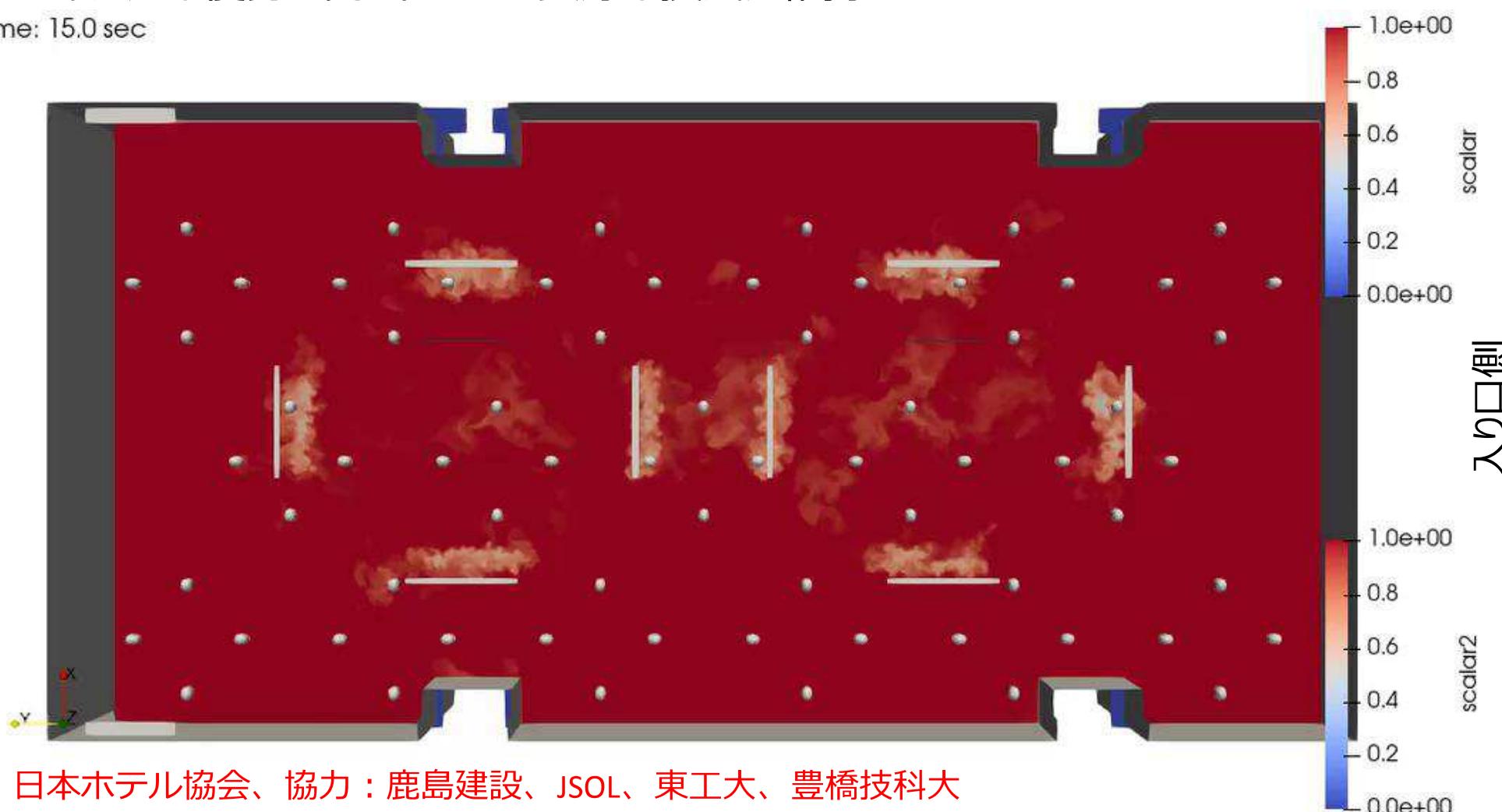
# 室内の空気が換気によって浄化していく様子

- **高さ1.55m（口の高さ）での換気の様子**

- 仮想的に汚れた空気（赤）で室内を満たし、室内空気が浄化される様子を観察
- 平均すると一時間で3～4回空気が入れ替わる
- 場所により大きな優劣は見当たらず、良好な換気が維持されている



Time: 15.0 sec



Z=1.55m断面

入り口側

scalar2

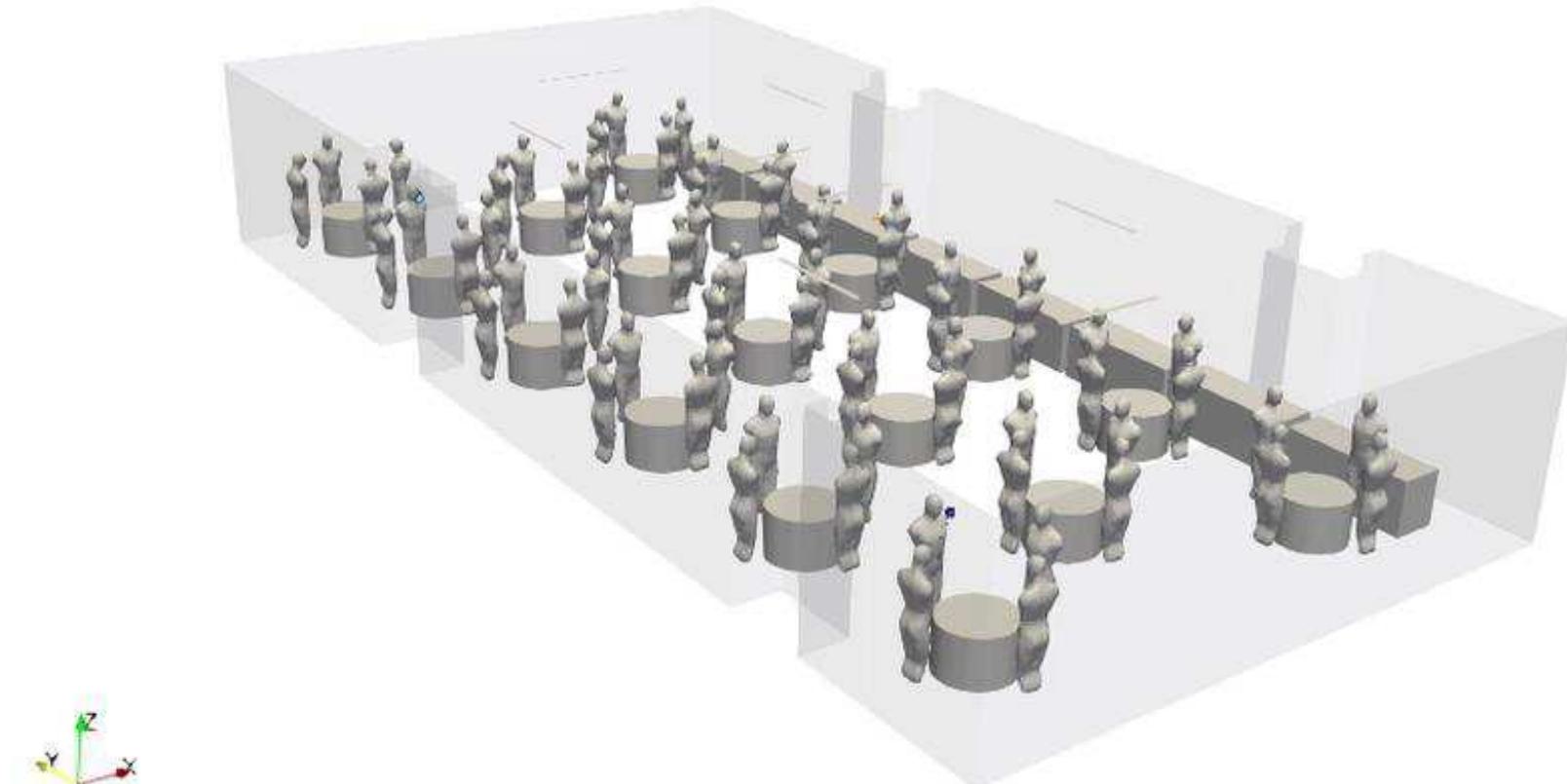
scalar

提供：理研・日本ホテル協会、協力：鹿島建設、JSOL、東工大、豊橋技科大

# マスクをしない状態で会話した場合の飛沫飛散の様子

- 感染させる確率の比較的高い場所3か所を選び飛沫を可視化
  - 感染者のテーブル上で高濃度のエアロゾルが滞留する（室内換気が良好なため、10mを越えて遠方に届くことはあまりなく、リスクはテーブル上に限定される）

Time: 0.0 sec

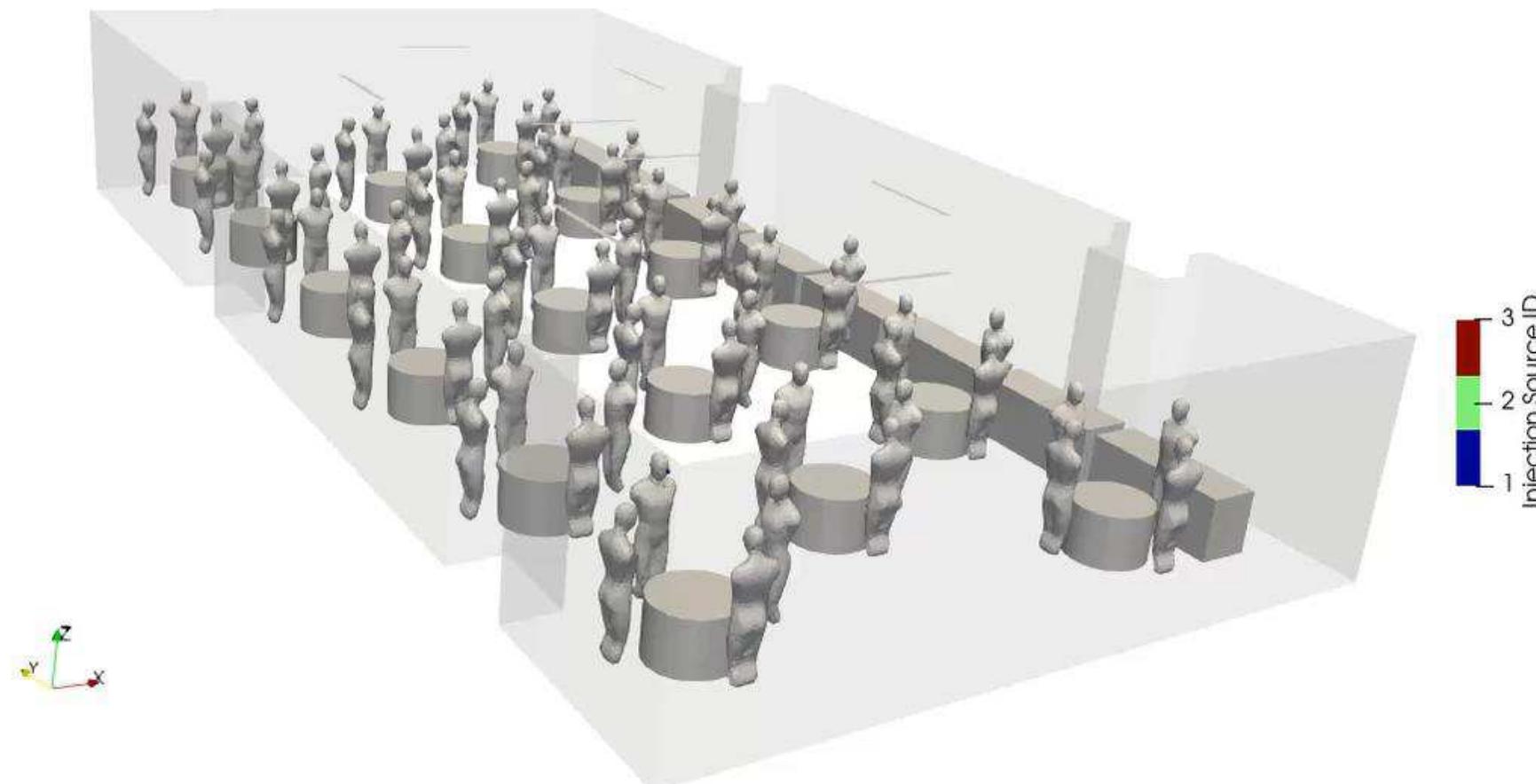


提供：理研・日本ホテル協会、協力：鹿島建設、JSOL、東工大、豊橋技科大

# 感染者がマスクを装着した場合の飛沫飛散の様子

- マスク装着により発生する飛沫が数分の一に減少する
- 漏れ出した飛沫はマスクにより感染者の顔の周辺に漂い、体温により天井側に運ばれていく
- 一部のエアロゾルは周囲の人々に到達するが、含まれるウイルスが少ないと、リスクは相対的に低い

Time: 0.0 sec

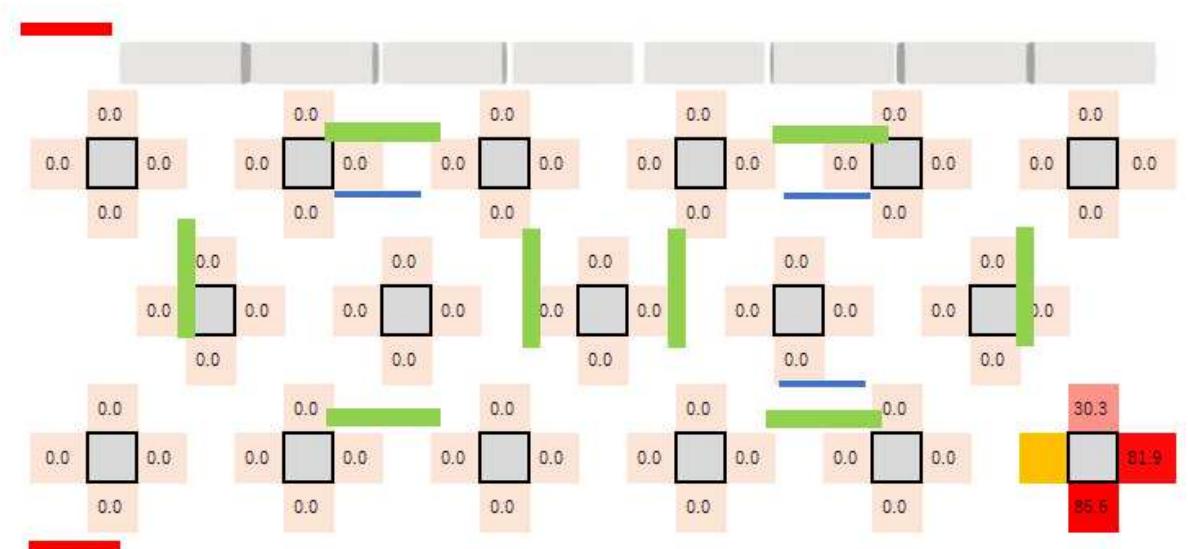


提供：理研・日本ホテル協会、協力：鹿島建設、JSOL、東工大、豊橋技科大

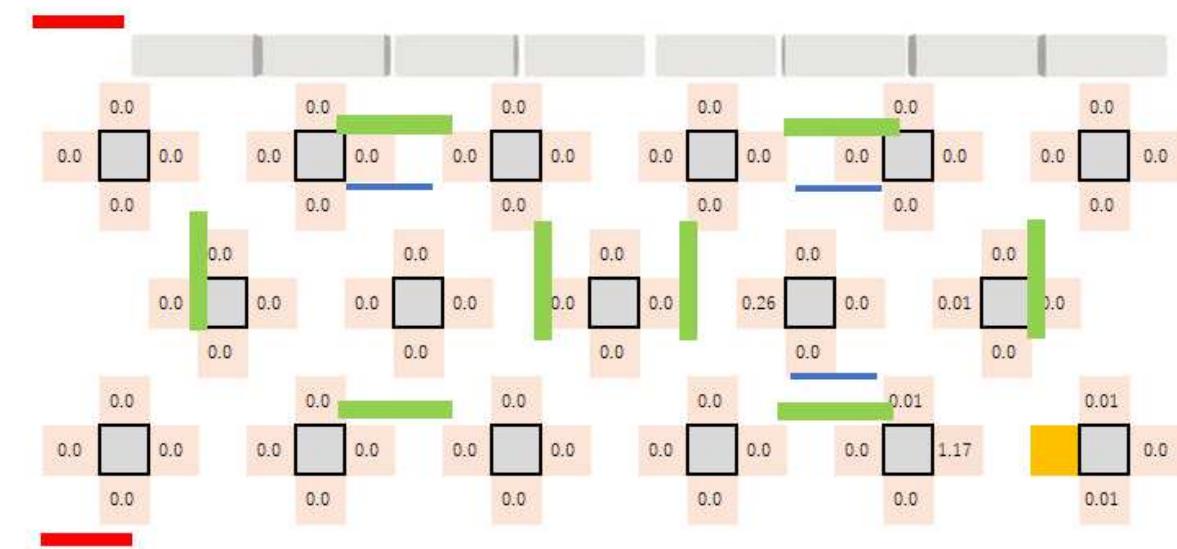
# マスク着用によるリスク低減の効果

- 一時間、感染者と同席した場合の感染確率

感染者マスク未着用



感染者マスク着用



感染者:マスク未着用  
非感染者:マスク未着用

感染者が感染させる確率



感染者が室内の人を感染させる確率(最大値): 85.6%

感染者マスク未着用



感染者が室内の人を感染させる確率(最大値): 0.01%

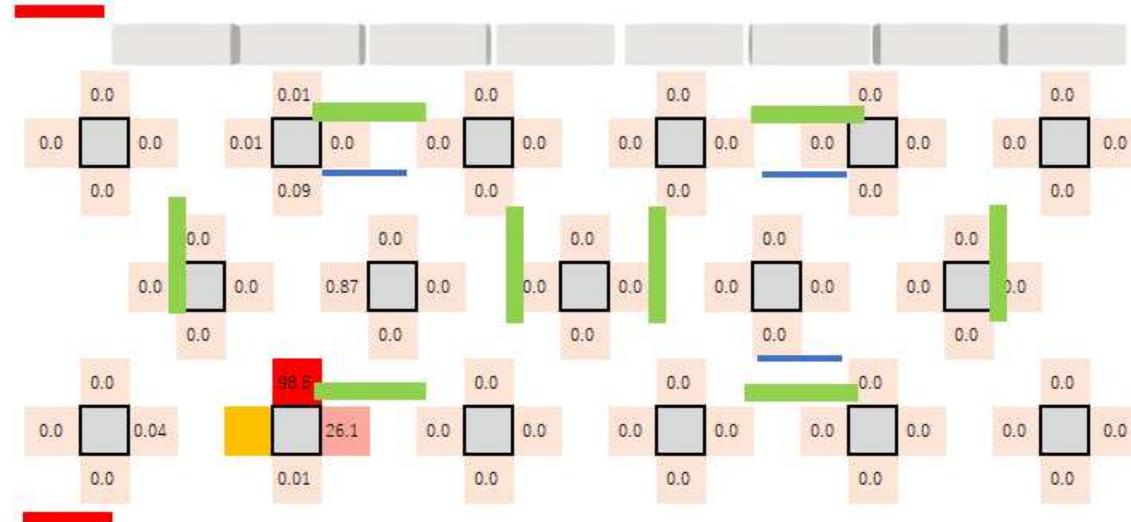
感染者マスク着用

提供: 理研・日本ホテル協会、協力: 鹿島建設、JSOL、東工大、豊橋技科大

# マスク着用によるリスク低減の効果

- 一時間、感染者と同席した場合の感染確率

感染者マスク未着用



感染者:マスク未着用  
非感染者:マスク未着用

感染者が感染させる確率

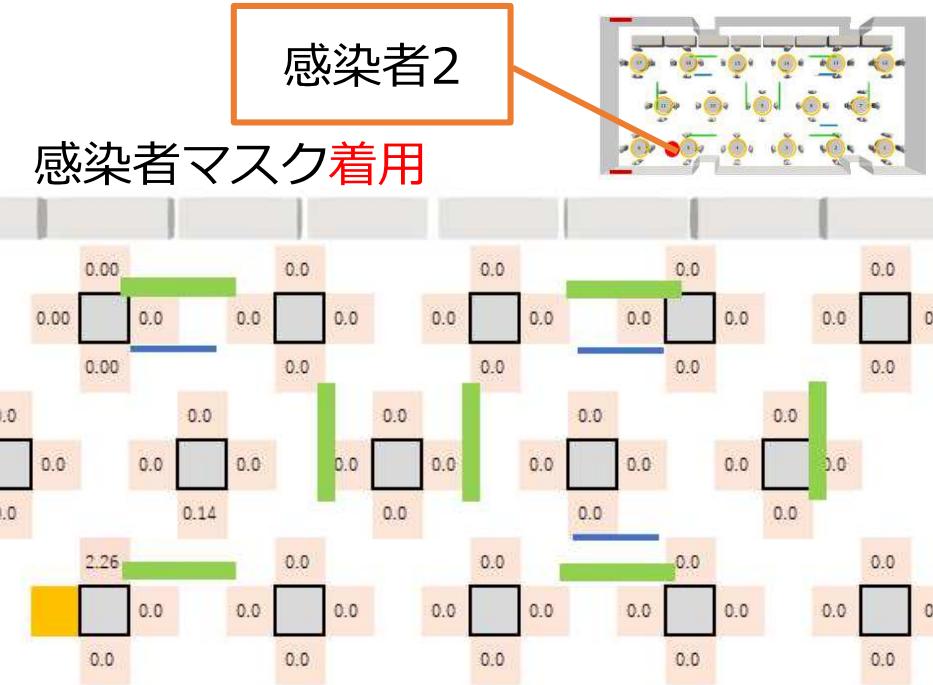
感染確率低 感染確率高

感染者が室内の人を感染させる確率(最大値): 98.5% → 感染者が室内の人を感染させる確率(最大値): 2.3%

感染者マスク未着用

感染者2

感染者マスク着用



感染者:マスク着用  
非感染者:マスク未着用

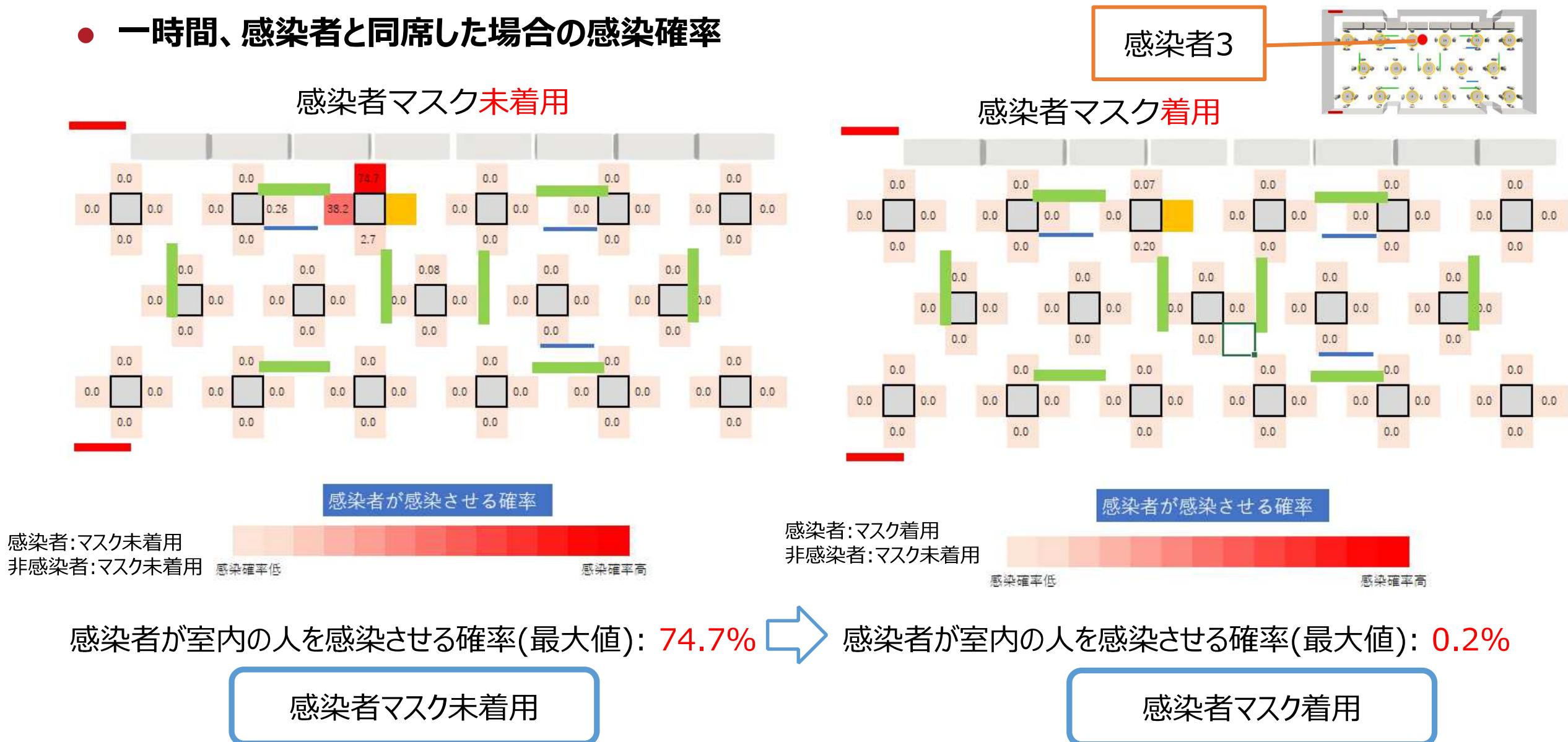
感染者が感染させる確率

感染確率低 感染確率高

感染者マスク着用

# マスク着用によるリスク低減の効果

- 一時間、感染者と同席した場合の感染確率



提供：理研・日本ホテル協会、協力：鹿島建設、JSOL、東工大、豊橋技科大

# まとめ

- マスクを装着する際は、顔との隙間をできるだけなくすことが大切
- 「手洗い・うがい」や室内の「換気」、人と人との距離や接触時間、マスクの装着等、複合的な観点から、持続的な無理のない対策をすることが必要
- キッチンでの換気扇やエアコンの稼働、さらにパーティションの設置で、店舗全体の感染リスクは三分の一程度まで下げるができる
- 観光バス等の長時間におよぶ接触かつ会話が伴う場合は、マスクの着用が有効
- 宴会場は、良好な換気により、リスクの範囲は感染者の周囲のみに絞られ、室内に感染させるリスクは低減する。
- そうしたことから、検温などにより、体調の悪い方の来場を未然に防ぐことや、適切な換気を行うことが大切。

本研究は以下の支援のもとに行われた。

- COVID-19 AI・シミュレーションプロジェクト（内閣官房）
- スーパーコンピュータ「富岳」政策対応枠「経済活動と感染防止対策の両立の実現のための「飛沫シミュレーション」の実施」
- CREST「異分野融合による新型コロナウイルスをはじめとした感染症との共生に資する技術基盤の創成」プロジェクト「スパコンによる統合的飛沫感染リスク評価システムの開発と社会実装」（科学技術振興機構）

# 富岳シミュレーションを実施した理研からのおねがい

本資料に含まれる図やアニメーションは、研究の主旨に沿った報道であれば自由に用いて頂いてかまいません。ただし利用する際は、媒体名と企画内容について、予め**理研計算科学研究センター広報申請フォーム**にて申請願います。

<https://krs2.riken.jp/m/media-form>

また、本研究に関する取材については、**理研計算科学研究センター広報**まで連絡をお願いします。

<https://krs2.riken.jp/m/media-form>

同一テレビ局内の**別報道番組**での動画等の再利用については、新たに許可を得る必要はありません。用了場合の**番組名と報道日時のみ、上記広報まで必ずご連絡下さい**

坪倉 誠 の所属表記は、下記の例のように理研と神戸大を併記するようお願いします。

(例)

- ・理化学研究所計算科学研究センター チームリーダー／神戸大学大学院システム情報学研究科 教授
- ・理化学研究所チームリーダー／神戸大学教授
- ・理研／神戸大

# 遠藤 狹山市医師会長

## 都市医師会長会議検討テーマ

日付 2022.12.15

都市医師会名：狭山市医師会

---

検討テーマ：12月～1月にかけての診療・検査体制の強化体制について

---

要旨：

発熱等に対し処方する、解熱剤、鎮咳剤、トラネキサム酸や一部の漢方薬の欠品や発注停止、入荷制限や入荷未定が続くなか、平日であれば、調剤薬局へ分散し何とか対応しているところです。

日曜日、夜間、休診日に対応となると1医療機関のみの診療・検査体制強化では困難であり、1調剤薬局に処方が集中し、在庫不足への不安、薬局の疲弊が起きる可能性があります。

以上の事から、協力医療機関が少ない状況と思われます。狭山市医師会では、薬剤師医師会に働きかけ、開設する医療機関周辺の薬局に声をかけ、対応していますが、年末年始等にかかり、体制が不十分と考えています。

そこで、埼玉県のホームページに、医療機関だけでなく、処方薬局への掲載等含めご検討いただきたいと思います。

埼玉県、埼玉県医師会、都市医師会の先生方のご意見を伺いたく検討テーマとさせていただきました。

---

備考

※当日の配布資料等がありましたら、添付ください。

# 桃木常任

第177回 埼玉県医師会臨時代議員会次第

日時：令和5年3月9日（木）14:30

場所：埼玉県県民健康センター2階大ホール

## 1. 開 会

### 1. 議事録署名委員指名

### 1. 会 長 挨 捶

### 1. 議 事

第1号議案 令和4年度埼玉県医師会会員の会費減免申請に関し承認を求める件

第2号議案 令和5年度埼玉県医師会会員の会費減免申請に関し決議を求める件

### 1. 報 告 事 項

(1) 令和5年度埼玉県医師会事業計画

(2) 令和5年度埼玉県医師会収支予算

### 1. 会 長 挨 捶

## 1. 閉 会

桃木常任

登坂（英）常任

秘

疑い患者受入医療機関

令和4年11月1日

| M C<br>区分 | 整理<br>番号 | 市町村別  | 医療機関名                            | 電話番号         |
|-----------|----------|-------|----------------------------------|--------------|
| 南部        | 1        | 川口市   | 医療法人社団協友会<br>東川口病院               | 048-295-1000 |
|           | 2        | 戸田市   | 医療法人社団東光会<br>戸田中央総合病院            | 048-442-1111 |
| 東部        | 3        | 春日部市  | 医療法人光仁会<br>春日部厚生病院               | 048-736-1155 |
|           | 4        | 春日部市  | 医療法人社団嬉泉会<br>春日部嬉泉病院             | 048-736-0111 |
|           | 5        | 春日部市  | 医療法人梅原病院                         | 048-752-2152 |
|           | 6        | 吉川市   | 医療法人社団協友会<br>吉川中央総合病院            | 048-982-8311 |
|           | 7        | 白岡市   | 白岡中央総合病院                         | 0480-93-0661 |
|           | 8        | 越谷市   | 医療法人社団協友会<br>越谷誠和病院              | 048-966-2711 |
|           | 9        | 春日部市  | 医療法人秀和会<br>秀和総合病院                | 048-737-2121 |
|           | 10       | 春日部市  | 医療法人財団明理会<br>春日部中央総合病院           | 048-736-1221 |
|           | 11       | 三郷市   | 医療法人三愛会<br>三愛会総合病院               | 048-958-3111 |
|           | 12       | 幸手市   | 社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス<br>埼玉総合病院  | 0480-40-1311 |
|           | 13       | 越谷市   | 医療法人社団大和会 慶和病院                   | 048-978-0033 |
|           | 14       | さいたま市 | さいたま市民医療センター                     | 048-626-0011 |
|           | 15       | さいたま市 | 独立行政法人地域医療機能推進機構<br>さいたま北部医療センター | 048-663-1671 |
| 中央        | 16       | さいたま市 | 独立行政法人地域医療機能推進機構<br>埼玉メディカルセンター  | 048-832-4951 |
|           | 17       | 上尾市   | 医療法人藤仁会<br>藤村病院                  | 048-776-1111 |
|           | 18       | 伊奈町   | 医療法人社団愛友会<br>伊奈病院                | 048-721-3692 |
|           | 19       | 鴻巣市   | 医療法人社団浩栄会<br>埼玉脳神経外科病院           | 048-541-2800 |
| 西部第1      | 20       | 狭山市   | 社会医療法人財団石心会<br>埼玉石心会病院           | 04-2953-0909 |
|           | 21       | 狭山市   | 医療法人社団清心会<br>至聖病院                | 04-2952-1000 |
|           | 22       | 狭山市   | 狭山中央病院                           | 04-2959-7111 |
|           | 23       | 和光市   | 独立行政法人<br>国立病院機構埼玉病院             | 048-462-1101 |
|           | 24       | 新座市   | 社会医療法人社団<br>堀ノ内病院                | 048-481-5168 |
|           | 25       | 新座市   | 医療法人社団武蔵野会<br>新座志木中央総合病院         | 048-474-7211 |
|           | 26       | 所沢市   | 一般社団法人巨樹の会<br>所沢明生病院             | 04-2928-9110 |
|           | 27       | 入間市   | 原田病院                             | 04-2962-1251 |
|           | 28       | 日高市   | 岡村記念クリニック                        | 042-986-1110 |
|           | 29       | 日高市   | 武藏台病院                            | 042-982-2222 |
| 西部第2      | 30       | 小川町   | 小川赤十字病院                          | 0493-72-2333 |
|           | 31       | 川越市   | 医療法人豊仁会<br>三井病院                  | 049-277-7087 |
|           | 32       | 川越市   | 医療法人社団誠弘会<br>池袋病院                | 049-231-1552 |
|           | 33       | 三芳町   | イムス三芳総合病院                        | 049-258-2323 |
|           | 34       | ふじみ野市 | 医療法人誠壽会<br>上福岡総合病院               | 049-266-0111 |
|           | 35       | 東松山市  | 東松山医師会病院                         | 0493-22-2822 |
|           | 36       | 東松山市  | 医療法人 埼玉成惠会病院                     | 0493-23-1221 |
| 北部        | 37       | 行田市   | 社会医療法人社団<br>行田総合病院               | 048-552-1111 |
|           | 38       | 本庄市   | 本庄総合病院                           | 0495-22-6111 |
|           | 39       | 熊谷市   | 熊谷外科病院                           | 048-521-4115 |
|           | 40       | 熊谷市   | 埼玉慈惠病院                           | 048-521-0321 |
|           | 41       | 皆野町   | 皆野病院                             | 0494-62-6300 |
|           | 42       | 秩父市   | 秩父病院                             | 0494-22-3022 |

疑い患者受入医療機関増減 令和4年11月1日現在(4.10.18比較)

新規(1)

|   | MC区分 | 整理番号 | 市町村別 | 医療機関名 | 電話番号         |
|---|------|------|------|-------|--------------|
| 1 | 北部   | 41   | 皆野町  | 皆野病院  | 0494-62-6300 |

削除(O)

|  | MC区分 | 整理番号 | 市町村別 | 医療機関名 | 電話番号 |
|--|------|------|------|-------|------|
|  |      |      |      |       |      |

# 寺師常任

## 産業医委嘱契約書の確認について

令和4年11月19日～令和4年12月9日 合計5件(新規2件・更新3件)

| No. | 都市医師会名 |        | 産業医名  | 病・医院名           | 契約者(事業場)名・所在地                          | 備考                 |       |
|-----|--------|--------|-------|-----------------|--|--------------------|-------|
| 1   | 12     | 草加八潮   | 黒田 仁  | 黒田総合内科診療所       | 草加市谷塚上町565番地<br>旭鋼管工業株式会社              |                    | 会員 新規 |
| 2   | 27     | 岩槻     | 桑原 道雄 | さいたまつきの森クリニック   | さいたま市岩槻区長宮1210-1<br>西濃運輸株式会社岩槻支店       |                    | 〃 〃   |
| 3   | 8      | 蕨戸田市   | 金子 宏  | ふくだ内科           | 戸田市 笹目南町28-18<br>デリシャス・クック(株)戸田工場      |                    | 〃 更新  |
| 4   | 23     | 北埼玉    | 平野 進  | 平野クリニック         | 羽生市大沼2丁目54番地<br>ニプロファーマ株式会社 埼玉工場第3プラント |                    | 〃 〃   |
| 5   | 31     | 埼玉医科大学 | 丸木 リサ | 丸木記念福祉メディカルセンター | 東京都豊島区目白5丁目5番2号<br>株式会社関越物産            | 事業場:入間郡毛呂山町市場382-1 | 〃 〃   |

# 小室常任

保険医療機関の指定について

(令和4年1月分)

|      |     |
|------|-----|
| 新規   | 7件  |
| 遡及指定 | 16件 |
| 合計   | 23件 |

処理年月日  
[令和4年11月1日から 令和4年11月30日 医科 指定分]

新規指定医療機関一覧表

| 令和4年11月17日 作成 1頁 |                                  |   |                     |           |  |             |  |          |  |
|------------------|----------------------------------|---|---------------------|-----------|--|-------------|--|----------|--|
| 項目番号             | 医療機関名称                           | 医療機関所在地   | 開設者氏名               | 管理者氏名     | 電話番号<br>勤務医療科名                                     | 病床数<br>登録理由 | 点数表                                      | 備考       |  |
| 1                | 医療法人社団 水聖<br>会員メディカルスギ<br>ヤニンギ川口 | 〒332-00117<br>川口市栄町三丁目1番14号<br>川口三<br>栄ビル 診療所2B | 医療法人社団水聖<br>会員誠     | 渡辺 佳明     | 048-241-1177<br>常勤: 1( )<br>医療内                    | 新規          | 現存<br>診療休<br>日: 月火水木土<br>休日: 日祝          | -4.12.-1 |  |
| 2                | 章佑クリニック                          | 〒344-0053<br>春日部市梅田本町2丁目5-5                     | 逆井 章吾               | 逆井 章吾     | 048-795-6371<br>常勤: 1( )<br>非常勤: 1( )<br>医療内<br>内外 | 新規          | 現存<br>診療休<br>日: 月火水木土<br>休日: 日祝          | -4.12.-1 |  |
| 3                | MIRAI CLINIC<br>TODA             | 〒335-0023<br>戸田市本町4丁目16-17                      | 医療法人翔誠会<br>理事長 中量   | 天山 弘晃     | 048-239-5929<br>常勤: 1( )<br>医療内<br>内外              | 新規          | 現存<br>診療休<br>日: 月火水木土<br>休日: 土日祝         | -4.12.-1 |  |
| 4                | 和光市駿前 脳外科<br>・神経内科               | 〒351-0114<br>和光市本町6-5 和光エイノビル4<br>階             | 荒井 信彦               | 荒井 信彦     | 048-460-0612<br>常勤: 1( )<br>医療内<br>内外              | 新規          | 現存<br>診療休<br>日: 月火水木土<br>休日: 火金祝         | -4.12.-1 |  |
| 5                | あやレディースクリニック<br>at新都心駅<br>前二前    | 〒330-0081<br>さいたま市中央区新都心11-1 N<br>TTドコモ埼玉ビル 1階  | 永井 あや               | 永井 あや     | 048-853-0011<br>常勤: 1( )<br>医療外<br>婦産              | 新規          | 現存<br>診療休<br>日: 月火水木土<br>休日: 火祝          | -4.12.-1 |  |
| 6                | 東岩槻アミリーナ<br>クリニック                | 〒339-0051<br>さいたま市岩槻区南平野1-20-8                  | 高橋 紗穂               | 高橋 紗穂     | 048-758-2277<br>常勤: 1( )<br>医療内<br>小外              | 新規          | 現存<br>診療休<br>日: 月火水木<br>土休日: 土<br>休日: 日祝 | -4.12.-1 |  |
| 7                | 北浦和ファミリー耳<br>鼻咽喉科                | 〒330-0061<br>さいたま市浦和区常盤九丁目32番1<br>5号 今井ビル4階     | 医療法人慶裕会<br>理事長 徳丸 裕 | 新鍋 鼎浩     | 048-767-5282<br>常勤: 1( )<br>医療外<br>耳鼻              | 新規          | 現存<br>診療休<br>日: 月火水木<br>土休日: 土<br>休日: 日祝 | -4.12.-1 |  |
| 訪問詳細             |                                  |   |                     |           |  |             |  |          |  |
| 訪問2              |                                  | 外来  | 頂益6                 | 外来        | 月火木金 9:00 ~ 16:00                                  |             |  |          |  |
| 章佑クリニック          |                                  | 月火木金 9:00 ~ 16:00<br>土 9:00 ~ 13:00             | 東岩槻アミリーナ<br>9月27日   | 訪問: 診療時間外 |  |             |  |          |  |

# 新規指定医療機関一覧表

日記類

令和4年11月1日から令和4年11月30日 医科 遷及指定分]

令和4年11月17日 作成 1頁

# 新規指定医療機関一覧表

护理年月

令和4年11月1日から 令和4年11月30日 医科 遷及指定分]

令和4年11月17日 作成 2頁

処理年月日  
[令和4年11月1日 から 令和4年11月30日 医科 遷及指定分]

新規指定医療機関一覧表

| 項目番号   | 医療機関名称                 | 医療機関所在地  | 開設者氏名                 | 管理者氏名 | 電話番号<br>勤務医数<br>診療科名                 | 病床数<br>登録理由   | 点数表   | 備考 |
|--------|------------------------|--|-----------------------|-------|--------------------------------------|---------------|---|----|
| 14     | 医療法人博済会 大宮西口メンタルクリニック  | 〒330-0854<br>さいたま市大宮区桜木町二丁目2番地<br>13 第2ユニオンドビルディング4階         | 医療法人博済会<br>理事長 相川 博   | 相川 博  | 048-631-1060<br>常勤: 2<br>非常勤: 1<br>精 | 組織変更<br>個人一法人 | 現存<br>診療日: 月火水木土<br>休診日: 金日祝<br>旧機関コード: 650,423,7<br>-4,1,-1    |    |
| 15     | さいたま新都心ジャガーカーニヴァル      | 〒330-0081<br>さいたま市中央区新都心4番地15<br>フジコ一新都心ビル1階                 | 医療法人RIMI<br>理事長 木下 博勝 | 木下 博勝 | 048-789-7114<br>常勤: 1<br>非常勤: 1<br>外 | 組織変更<br>個人一法人 | 現存<br>診療日: 月火水木金土日祝<br>休診日: 金日祝<br>旧機関コード: 651,021,8<br>-4,1,-1 |    |
| 16     | 医療法人社団ビーンズ 大宮駅前まめクリニック | 〒330-0854<br>さいたま市大宮区桜木町一丁目1番2<br>6の2 石井畜産ビル501              | 医療法人社団ビー<br>ンズ 理事長 井口 | 松田 韶治 | 048-788-2912<br>常勤: 1<br>非常勤: 1<br>内 | その他<br>経営譲渡   | 現存<br>診療日: 土日火水木金<br>休診日: 日祝<br>旧機関コード: 651,966,4<br>-4,-1      |    |
| 訪問詳細   |                        |  |                       |       |                                      |               |   |    |
| 項目番号10 | ふじけ野やまクリニック            | 外<br>月・火・木・金 9:00～13:00 15:00～18:00<br>土 9:00～13:00          | 訪問: 外来と同じ             |       |                                      |               |   |    |
| 項目番号12 | トータルアートクリニック           | 外<br>月～水・金 11:00～14:00 15:00～16:00<br>休<br>月～水・金 15:00～16:00 |                       |       |                                      |               |   |    |
| 項目番号13 | 橋本内科クリニック              | 外<br>月・火・木・金 9:00～12:00 13:00～16:00<br>水・土 9:00～12:00        | 訪問: 非常勤出勤時            |       |                                      |               |   |    |

令和4年11月17日 作成

3頁

# 小室常任

令和4年11月17日

関東信越厚生局

## 保険医療機関及び保険医の行政処分について

令和4年11月16日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消」及び「保険医の登録の取消」について、これらを妥当とする答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

### 【行政処分の内容】

#### 1. 保険医療機関の指定の取消

|                   |   |  |
|-------------------|---|--|
| (1) 名             | 称 | 皮膚科形成外科青山                                  |
| (2) 所 在 地         |   | 東京都渋谷区渋谷二丁目9番11号 201                       |
| (3) 開 設 者         |   | 河野 多鶴子                                     |
| (4) 指 定 取 消 年 月 日 |   | 令和4年11月18日                                 |
| (5) 根 拠 と な る 法 律 |   | 健康保険法（大正11年法律第70号）<br>第80条第1号、第2号、第3号及び第4号 |

#### 2. 保険医の登録の取消

|                   |                                    |
|-------------------|------------------------------------|
| (1) 氏 名           | 河野 多鶴子（74歳）                        |
| (2) 登 録 取 消 年 月 日 | 令和4年11月18日                         |
| (3) 根 拠 と な る 法 律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）<br>第81条第1号及び第2号 |

### 【行政処分に至った経緯】

当該医療機関を受診していない期間に保険請求がされている、又は医療費通知に受診日数や一部負担金の金額が実際よりも多く記載されている旨の情報提供があった。

個別指導を実施したところ、診療録に記載がないにもかかわらず診療報酬が請求されている日が複数認められ、診療を行っていないにもかかわらず診療報酬を請求していることが極めて強く疑われたことから個別指導を即日中止し、令和3年6月15日から同年12月17日まで計4回の監査を実施した。

なお、患者調査を行ったところ、架空請求及び付増請求が疑われる事例が認められた。

### 【行政処分の主な理由】

当該保険医療機関及び保険医の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(架空請求)
  - (2) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
  - (3) 自由診療で診察の費用を患者に請求しているにもかかわらず、同日に一連で保険診療を行ったものについて、重複して基本診療料を不正に請求していた。
- (二重請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

|       |            |
|-------|------------|
| 件 数   | 34 件       |
| 不正請求額 | 774, 235 円 |

※ なお、監査で判明した以外の分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

令和4年11月22日  
関東信越厚生局

## 保険医療機関の行政処分について

令和4年11月16日に開催された関東信越地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消」について、これを妥当とする答申がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

### 【行政処分の内容】

#### 1. 保険医療機関の指定の取消

|                   |                               |
|-------------------|-------------------------------|
| (1) 名 称           | 医療法人社団深山会 深山会クリニック            |
| (2) 所 在 地         | 東京都新宿区新宿3-11-11<br>ダイアン新宿ビル9階 |
| (3) 開 設 者         | 医療法人社団深山会 理事長 林 道也            |
| (4) 指 定 取 消 年 月 日 | 令和4年11月23日                    |
| (5) 根 拠 と な る 法 律 | 健康保険法（大正11年法律第70号）<br>第80条第5号 |

### 【行政処分に至った経緯】

保険医の登録取消処分により保険診療が認められないにもかかわらず当該医師が診療を行ったものについて保険請求を行っている旨の情報提供があり、患者調査を行ったところ、保険医登録の取消をされた医師が行った診療を、保険診療として診療報酬を不正に請求していること及び当該医師以外の医師の名前を利用し、診療報酬を不正に請求していることが強く疑われた。

診療実態の確認が必要と判断し、個別指導を実施したところ、正当な理由なく2回の個別指導に出席しなかった。

情報提供内容及び患者調査の結果から、診療報酬の請求に不正又は著しい不当が強く疑われたこと、また、正当な理由なく個別指導を拒否したことから、監査要綱の第3の2及び4に該当するものとして、令和3年6月から令和3年9月まで計3日間の監査を実施したところ、度重なる監査の通知にもかかわらず、正当な理由なく出頭せず、監査を拒否した。

### 【行政処分の主な理由】

開設者である林道也は、監査への出頭を求められ、正当な理由なく、監査を拒み、忌避した。